

平成18年 第4回(定例)由布市議会会議録(第3日)

平成18年12月11日(月曜日)

議事日程(第3号)

平成18年12月11日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(25名)

1番 小林華弥子君	2番 高橋 義孝君
3番 立川 剛志君	4番 新井 一徳君
5番 佐藤 郁夫君	6番 佐藤 友信君
7番 溝口 泰章君	8番 西郡 均君
9番 淵野けさ子君	10番 太田 正美君
11番 二宮 英俊君	13番 佐藤 正君
14番 江藤 明彦君	15番 佐藤 人巳君
16番 田中真理子君	17番 利光 直人君
18番 小野二三人君	19番 吉村 幸治君
20番 工藤 安雄君	21番 丹生 文雄君
22番 三重野精二君	23番 生野 征平君
24番 山村 博司君	25番 久保 博義君
26番 後藤 憲次君	

欠席議員(1名)

12番 藤柴 厚才君

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 衛藤 重徳君  
書記 吉野 貴俊君

書記 衛藤 哲雄君

説明のため出席した者の職氏名

市長 .....	首藤 奉文君	助役 .....	森光 秀行君
教育長 .....	二宮 政人君	総務部長 .....	二ノ宮健治君
総務課長 .....	秋吉 洋一君	総合政策課長 .....	野上 安一君
行財政改革室長 .....	相馬 尊重君	財政課長 .....	米野 啓治君
会計課長 .....	飯倉 敏雄君	国体準備室長 .....	工藤 浩二君
産業建設部長 .....	篠田 安則君	農政課長 .....	平野 直人君
建設課長 .....	荻 孝良君	水道課長 .....	目野 直文君
健康福祉事務所長 .....	今井 干城君	福祉対策課長 .....	立川 照夫君
健康増進課長兼健康温泉館長 .....			大久保富隆君
環境商工観光部長 .....	小野 明生君	商工観光課長 .....	吉野 宗男君
挟間振興局長 .....	後藤 巧君	庄内振興局長 .....	大久保眞一君
湯布院振興局長 .....	佐藤 純一君	湯布院地域振興課長 .....	河野 隆義君
教育次長 .....	後藤 哲三君	学校教育課長 .....	太田 光一君
生涯学習課長 .....	甲斐 裕一君	体育振興課長 .....	佐藤 省一君
消防長 .....	二宮 幸人君	消防本部総務課長 .....	河野 達雄君
代表監査委員 .....	宮崎 亮一君		

午前10時00分開議

議長（後藤 憲次君） 皆さん、おはようございます。議員各位には、本日もよろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は25人です。12番、藤柴厚才君から病気入院のため、欠席届が出されております。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

執行部より市長、助役、教育長、代表監査委員並びに各部長、関係課長の出席を求めています。本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第3号により行います。

一般質問

議長（後藤 憲次君） これより日程第1、一般質問を行います。

質問者の持ち時間は、質問、答弁を含め1人1時間以内となっております。質問者、答弁者と

も簡潔に発言をよろしく申し上げます。

それでは、通告制となっておりますので、順次質問を許可します。

まず、7番、溝口泰章君の質問を許します。

議員（7番 溝口 泰章君） 改めましておはようございます。きょう朝起きまして、こちらに向かうときには全く深い霧の中、幻想的な、そして、神々しいほどの雰囲気の中を出発しました。すぐに霧も晴れて、現実に戻されましたが、どうぞ皆様方も合併を機にしたことですので、こういう雰囲気の中、湯布院の方へおいでいただいて、ゆっくりと露天風呂に（笑声）、つかることを御期待申し上げます。お願いいたします。

7番、溝口泰章、ただいま議長の許可を得ました。早速12月定例議会の一般質問を行わせていただきます。8日に一般質問初日行われました。同僚議員の質問と多少重なったり、全く逆の見解に基づく質問など、少し欲張った範囲まで広がる質問でございます。その点、御了承いただきまして、答弁方のほどお願いいたします。

新生「由布市」が歩み始めてはや1年2カ月が過ぎました。市長を始め執行部職員の皆さん、これまでの御精進と御努力に敬意を表するところであります。

がしかし、これからが本番だというふうに気持ちを引き締められて、本腰を入れて市政に取り組み、今後とも由布市の充実と発展に鋭意奮闘をいただきますようお願いするところでございます。もちろん、私といたしましても、議会人として市民の皆様が目線で離れることなく、かつ、近づき過ぎることなく、市政に対する是々非々の判断をしていかなばならないと心しているところでございます。

由布市というのは、今申し上げましたように、こんなすばらしいところだというふうに誇りを持てる、そんな自治体、市長もよく申されておりますが、「キラリと光る由布市づくり」に寄与できるような質問をしていきたいと考えております。市長を始めとする執行部の皆様方の真摯なる答弁よろしくようお願いいたします。

さて、まず最初の質問は通告のとおり、総論的ではありますが、大枠としての由布市の産業に関する質問でございます。由布市の総合計画に係る農業・工業・商業の振興策、その統合や全体のビジョンについて、質問と提案をさせていただきます。

既に総合計画の基本構想では、由布市の目指す将来像は「地域自治を大切にした 住みやすさ日本一のまち・由布市」というメインテーマのもとで7つのまちづくりの基本方針が示される中、「実りの未来YUFUプラン」として産業振興が取り上げられております。加えてこの実りの実現に向けて循環というコンセプトのもとで、産業全体が互いに深くつながる魅力ある経済の循環を目指すということで、市内各地域の地域特性に応じた個性や魅力を大切にした産業振興を図って、各産業が機能的に結びつくということを施策の大綱、「ゆふの森林づくり・未来YUFUブ

ラン」にうたい上げております。このことは簡略に言えば、農工商が連携のもとで発展と充実を図るトータルビジョンの構築と想っているところでございますが、いま一つ具体的なイメージが描けないのが私の今の状況でございます。市長の考えておられる具体的なビジョンの提示、説明をお願いいたしたいと思っております。

また、産業振興策の中で、農業の振興策について2点ほど伺います。

まず1つは、グリーン・ツーリズムと農業の具体的連携の方策についてです。グリーン・ツーリズムというのは手っ取り早く言うなら、農業と観光の連携と理解しても差し支えないと思っておりますが、連携の手法として、由布市では具体的に休耕地などを利活用した賃貸農園とか、あるいはその際の農家の民泊などの推進は行わないのでしょうか。農家や都市住民の意向が把握できれば、後は需要と供給のバランスを図ればよいわけですので、県内、また、九州管内とかの先進事例を参考に取り組むことを考えてはいかがかなと思うのですが、どうでしょう。

2つ目は、生産者である農家が農産物を加工することまで手を広げて収入増を図り、結果として農業の振興に結びつけてはどうかということです。いわば一・五次産業と申すものの創設です。生産から加工に至るノウハウの確立に助成を行い、由布市の独自ブランドをつくり上げ、県知事のかげ声でもあります「もうかる農業」として農家のやる気呼び起こす、そうなれば農業の活性化が図れると考えますが、いかがでしょうか。

次いで、工業に関してですが、まず、由布市の工業についてどのような特徴、地域特性があるのか、その地域特性に見合った工業の推進とは具体的にどんな形になると認識なさっておられるのか、伺います。

由布市の現状では、工業の位置づけというものはまだまだの段階だとは思いますが、しかし、企業誘致や工業団地の造成による工業発展は不可能ではないと存じます。県内でもキャノンやダイハツの誘致が実際に行われ、雇用増に伴い財政的にも豊かになっている自治体が存在するので、最初からあきらめてはいけないと思っております。由布市として今後の方向性を提示したいと存じます。

また、商業の振興に対する市の具体的施策についても伺いますが、これは初日の同僚議員の質問にもありましたようにお答えいただいておりますので、私の考えの概略だけ今ここで述べさせていただきますけれども、近年の大分市郊外の大規模商業施設の建設ラッシュは、これは由布市の商業に大きな打撃を与えているというふうに認識しています。由布市として市内の中小規模の商業に対してどんなてこ入れを行って、疲弊した商業の振興を図るのか、御所存を伺います。

大きな第2点目として、由布市の教育環境づくりに関してですが、これは、いわゆるソフト面の教育環境ではなく、ハード面といえますが、大学や専門学校など高等教育機関の誘致に関する質問でございます。人口が3万6,000規模の我が由布市には、小学校17、中学3校、高校

1校が設置されております。せんだっての「舞え唄え響け 由布の國」で披露されたような全国レベルの伝統文化、そしてまた、厚生年金病院に見られるような高度な医療技術を持つリハビリ医療機関が存在する由布市にふさわしい短大とか、大学とか、専門学校を誘致し、高等教育機関を設けて、文化、学術のまちづくりに着手するのも由布市の総合計画に位置づけるべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

次いで、3点目になりますが、これは確認事項でございますけれども、11月16日で23回の長きにわたって開催された市長の市政懇談会、地域座談会とも称しておりますけれども、最終回を迎えました。市長におかれては市内全域を回る公聴事業、夜遅くまでの対談、本当にお疲れさまでございます。この中、多くの地域住民の陳情などあったかと存じますけれども、10月の25日、20回目の湯布院町並柳公民館の懇談会で、地元の要望として市道並柳線入り口の危険箇所について拡幅が要望されました。該当するガソリンスタンドがちょうど今営業を休止しているところですので、今のうちに交渉して、用地取得とか、拡幅で安全性を確保していただきたいという陳情でございましたが、御理解をいただきました。その後の市の取り組みがどうなっているのか、進捗状況をお伺いしたいと存じます。

最後に、せんだってのグランシアタで11月22日に行われました合併一周年記念行事についてでございますが、行事の内容につきましては3町のすばらしい文化を披露することで、由布市内だけではなく、県内外までインパクトを与える記念行事となったことに私も感激を覚えております。この記念行事は主催の実行委員会が民間組織であって、行政からの資金援助は受けずに進めると、実行委員会から我々市会議員あてに出された趣意書にも記されておりました。県民芸術文化祭参加行事であり、共催者という立場で、由布市と由布市教育委員会から助成を行うべきではなかったのかと、あるいはまた補助金を出すべきではなかったのかと思いますが、現実はどうなっているのか、伺います。

また、それよりも由布市としては共催ではなく、本来ならば主催すべきでなかったのかなとも考えております。そして、場所としても由布市内で開催すべきイベントではなかったかなと、少々疑問を感じているところがございますので、この合併一周年記念行事開催の経緯について、市長の所見を伺いたいと存じます。

以上、大きく4点にわたってお伺いします。関連質問につきましてはこの席で行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 皆さん、おはようございます。それでは、7番、溝口泰章議員の御質問にお答えをいたします。

第1の産業基盤の整備についての御質問から順次答弁をさせていただきます。

まず、1点目の由布市における農業・工業・商業の発展と充実に関してのビジョンについてということでございますが、19年3月策定を目指して、職員プロジェクトの中で検討し、市民主導の「由布市総合計画審議会」におきまして議論・審議をされておりますけれども、総合計画の中で7つの「分野別計画」を制定しております。

この中で、議員御質問の「農業・工業・商業」のビジョンの構築についてでございますが、すぐれた由布市の自然環境や地域資源を活用した、身の丈を大切にした農業振興や地域の個性ある商店の活性化が必要だと考えております。また、企業につきましても、由布市の地域環境との共生が図られる製造業などの企業誘致が求められる中で、その具体的な計画は総合計画の一つのプロジェクトとして、「産業の振興により実現する実りのまちづくりプラン」を提示しております。

具体的には、活力ある農林業の創造、商店街の活性化、新時代の工業を柱として基本構想を構築中でございます。具体的な施策展開につきましては、農林業におきましては、農林業を支える担い手の育成、それから、農林業の振興と生産基盤の整備、それから、地産地消農業の推進、4つ目として、森林整備の推進。

次に、商業におきましては、商店の活性化を第一に、商業者の育成、視野の広い商業推進、3つ目に、地域密着型の商業ビジネスの展開を図ると。

工業におきましては、企業誘致の推進、また、既存企業の活性化を掲げているところであります。今後は由布市の主要な3つの産業に第3次産業の観光産業を加えての具体的な実施プランも総合計画の中に反映させていきたいと考えております。

次に、2つ目の休耕地や耕作放棄地を利用したグリーン・ツーリズムとの連携を具体化して、都市生活者を取り込んだスタイルの導入を図る企画はないかということでございますけれども、由布市の耕作放棄地は御案内のように、中山間地域の棚田の周辺部に多く、都市生活者で一度も農業経験のない人たちにとりましては特に厳しい状況があるのではないかな、このような地域でのグリーン・ツーリズムの連携は大変課題が多いと考えております。今後その点につきましては十分研究をしてまいりたいと思います。

しかしながら、由布市には、緑豊かな自然が多く残っておりますし、全国的に知名度の高い湯布院ブランドを活用して、由布市全体に農家民泊を始め、グリーン・ツーリズムを広めてまいりたいと考えております。

次に、農産物の加工に対する研究や販路の開拓に助成を行い、由布市のブランド創設にチャレンジする企画・案はないのかということでございますが、由布市内には、グループで行っている加工所や個人で農産加工を行っている方々もおられます。中でも個人で1,000万円以上を販売している農家もあります。加工技術につきましては、大分県農水産物加工総合指導センター等

で指導を受けているのが現状でございます。

また、湯布院地域では農業者や企業者が力を合わせて湯布院ブランドが創設されておりまして、湯布院地域の380万人という観光客をターゲットとした、由布市全体で農業加工品等の新しいブランドづくりに向けて、農家や企業者に積極的に働きかけてまいりたいと考えております。

次に、3つ目の由布市の工業面での地域特性の把握、また、企業誘致等につきましては、合併以前より旧挾間町、庄内町が農村地域に工業の導入を積極的に促進するために農村地域工業等導入促進法による企業誘致を行ってまいっております。

企業誘致による効果は、少子・高齢化の進む我が由布市におきましては、若者の雇用の場を確保することや固定資産税等の税収の増からも重要な施策であると考えております。

しかしながら、工業団地の造成計画につきましては、今のところ考えておりません。今後、適宜関係機関と情報を密にして、製造業やIT関連の企業などを基軸にして情報収集活動を活発化の中で、企業誘致に向け積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、現在策定中の総合計画にも重要な施策として位置づけまして、今後はこれらの方針を踏まえ、企業立地条件や優遇措置等の支援制度の調査を行いまして、企業誘致のための条件整備も整えてまいりたいと考えております。

次に、4つ目の商業振興に対する市の具体的施策はどうなってるのかということで、大分市や近隣自治体の巨大商業施設建設ラッシュによる地元商業の疲弊に対してのてこ入れをどうしていくのかと、その具体策はということでございますが、議員が危惧されておりますとおり、市内商業者を取り巻く社会環境は非常に厳しい状況にあると言えます。市財政も極めて厳しい状況にあります。

このような状況の中で、近隣自治体の巨大商業施設に対する市の対応策といたしましては、中小企業者の経営改善のための利子補給を始め、商工会に対する助成や平成18年度から行っている福祉対策の一環としての商品券の発行などによって、既存商店街の活性化に努めてまいりました。由布市の発展に市内商工業の活力の保持・高揚は必要不可欠であると考えております。

大型店や全国チェーン店が果たせない地域の顔と顔が見える営業手法や高齢者対象の「御用聞き」などのコミュニティービジネスなど、商工会等との検討を重ねながら取り組みを進めてまいりたいと考えております。

議長（後藤 憲次君） 休憩します。

午前10時21分休憩

.....

午前10時23分再開

議長（後藤 憲次君） では、再開します。

市長（首藤 奉文君） また、市民が市内商店や商店街を育てる意識と行動が求められておりまして、「地買地消運動」の広い展開も有効な手段であることから、市報などでもアピールしているところでもあります。市といたしましても、厳しい財政状況の中ではありますが、これらの支援措置はこれからも継続をいたしまして、既存商店街の活性化に向け、関係機関と連携をしながら一丸となって取り組んでまいりたいと考えております。

次に、第2の教育環境づくりについてお答えをいたします。

策定中の総合計画の分野計画では、「人や文化を育むまちづくり」を掲げて、由布市の住む教育環境の整備や生涯学習の推進・就学前保育と教育の推進・学校教育の推進・人権同和教育の推進などの施策を展開すべく方向性を示しているところでもあります。その中では、既存の由布高校や大分大学医学部との交流連携を推進するなど提案しているところでもあります。

議員御指摘のすぐれた由布市の自然環境の中での特徴を持った教育機関の誘致についてのお考えでございますが、本格的な大学等の誘致はさまざまな誘致の条件もあり、少子化が進む中で、なかなか困難な面も予測されます。由布市の環境やまちづくりの特異性を考慮したときに、専門的な知識を得るための教育機関の誘致は私も考えているところでもあります。湯布院地域のまちづくりや観光産業を庄内地域の伝統文化の継承関連や挾間地域の都市近郊型や既存の大学医学部や看護大学との関係を密にした個性ある「専門教育」を習得する教育施設につきましては、地域の活性化の観点からも今後積極的に取り組む必要性を認識しているところでもあります。

次に、第3の市政懇談会での市道並柳線入り口の拡幅用地取得の願いが出されまして、その後の進捗状況についてでございますが、ガソリンスタンド閉鎖後、土地所有者と某大手信託銀行との間で土地信託契約がなされております。早速信託銀行と協議をいたしました。信託の性質上、部分売買はできないとのことでございます。また、その土地について買収の申し込みを受けているので、売買が成立したならば新所有者と交渉してほしいとの返答でございますので、今後は状況を見ながら対応をしてみたいと思います。

次に、由布市合併一周年記念事業に関する御質問につきましては、行政報告の中でも申し上げましたが、多くの市民を始め、由布市出身者、大分市近郊の市民など約1,300人余りの入場者がございまして、挾間の里唄を皮切りに、庄内神楽、湯布院の源流太鼓など、由布市の代表的な伝統文化が次々に披露されまして、3地域の個性ある文化と観光のPRができ、由布市のイメージの確立に大きく貢献できたものと思っております。今後も地域住民の方々が何らかのかかわりを持ちながら由布市の活性化につながるよう、市としても支援をしてみたいと考えております。

また、記念行事を市外で行ったことにつきましては、このような行事は行政が主体となって行う自治体が大変県下にも多うございますが、今回は、挾間・庄内・湯布院地域の伝統文化を受け

継ぐ有志の方々が実行委員会を立ち上げる中で、出演団体や出演者数、また、会場の条件などを考慮した上で決定されたことだと思います。今回の公演が民間団体で行ったことに大きな意義があったものと私は考えております。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 溝口泰章君。

議員（7番 溝口 泰章君） 続いて、関連質問ということでお伺いいたしますが、まず、冒頭触れましたように産業振興の基礎として位置づけられる由布市総合計画ですが、その入り口が基本構想だということで、順次基本計画を立て、実施計画を策定というふうに進んでいくものと認識しておりますけども、この入り口に当たる市民アンケートの調査のことで少々確認させていただきませんが、7月、8月にかけて行われましたアンケート調査は、市が直接実施されたものなのか、それとも委託に出したのか、このあたりは担当課になると思いますけれども、お伺いします。

議長（後藤 憲次君） 総合政策課長。

総合政策課長（野上 安一君） 溝口泰章議員の御質問にお答えします。

総合計画のアンケートにつきましては、アンケートの内容云々につきましては担当課の総合政策課で議論した上で、関係各課で構成をしておりますプロジェクトチームによって案を策定したところです。その案に基づきましてある程度専門的な知識を必要といたしますコンサルタントに御意見も聞きながら、今回アンケートを実施したという経過で流れておるところでございます。

議長（後藤 憲次君） 溝口泰章君。

議員（7番 溝口 泰章君） ということはある程度は総合政策の課内、いわゆる職員で作成して、そのチェックをコンサルに依頼したというふうに理解してよろしいわけですね。

議長（後藤 憲次君） 総合政策課長。

総合政策課長（野上 安一君） 課内で議論した上に、全庁舎の各課でつくり上げておりますプロジェクトチームがでございます。そのプロジェクトの中で吟味をし、専門的な必要部分についてコンサルの意見を賜ったということでございます。

議長（後藤 憲次君） 溝口泰章君。

議員（7番 溝口 泰章君） その中に私もちょっと入れてほしかったですけども、といいますのは、調査というのはすごく難しいもので、この調査の流れをホームページに結果を載せておられるんですけども、それと調査票と比較して、ああ、こういうことでやってるんだなというふうに流れはつかめました。

しかし、1点、設問の第19というところに、お配りすればよかったんですが、「由布市民の生活を豊かにするために重要なものは何だと思えますか、3つまで丸印をつけてください」といって、1つ目から14つ、14番目は「その他を具体的に」というオープンになってるんですけど

れども、こういう選択肢を13種類用意して、市民の意思を聞こうということでやっていらっしゃるんですけども、ここの部分だけが私ちょっと変だなと思ひまして、コンサルが失敗したのかなと。失敗の理由は後で言いますけれども、ほかの部分では極めてすばらしい調査票に仕上がっていて、なおかつ結果を打ち出してみますと、全く由布市の全体が3万6,000人規模で、年齢構成の18歳から29歳というところから30代、40代、50代、60代、70代にわたっての分布が母集団である市とこの調査の結果3,000票を配付して1,070票を有効回収としている。回収率35.67%という回収率も郵送にしては非常に協力を得た数字になります。もちろん、面接で個別に当たれば65ぐらいまでは上がるでしょうけれども、これは経費的にも無理でしょうから郵送になったんだと思ひますけれども、そういうところから見ますと、母集団から見たサンプルの上がり方というのは極めて正確を期しておりますので、男女比などはほとんど全体と調査で上がってきた有効票とのばらつきなどは近いものがございますし、今の年齢層にしましても、若い者が18歳から29歳というところが実数よりも10%低くなっているところは、これは現代若者かたぎといひますか、若い人がこういう調査、アンケートを協力依頼をしても、なかなかそれに協力しないという風潮もありますので、これは妥当な線でぐっとおさまったんでしょう。30代、40代、50代、60代、70代、大体全体の構成とほとんど似通った許容範囲の誤差で進んでおります。

こういう回収率を経ました調査の中で、今言った設問19のところで、何が一体由布市に重要なのかという聞き方をしたときに、まず1番目に、「学校教育の充実と道徳教育の推進」、2番目に、「生涯教育の充実」、3番目に、「快適な住環境づくり」、もちろん3番目が一番多かったんですけども、選択肢の設定が誤っているわけです。学校教育の充実と道徳教育の推進を一緒に上げますと、学校教育の充実を求める方と道徳教育の推進を求める方が一緒くたになってしまうと。これは被験者の方が自分としてはこれ学校教育充実させてほしいんだけど、道徳教育は家庭でやるからいいよと思ひた方はどこに丸をつけるのかつかないのか、偏ってしまうわけですね。これは調査の手法ではやっちゃいけないことになるわけです。ダブルバーレルと言ひまして、論点を2つ含む質問なり、回答なりを用意しなきゃいけないんだというふうになってますから、これコンサルが何で指摘しなかったのか、ちょっとおかしいんです。5番目も下水道、生活道路の充実ということで一単元になっておりますけど、これはやはり分けるべきであります。下水道の充実なのか、生活道路の充実なのか、ちゃんと分けて、13項目にわたったものを15にしたり16にしたりして、細かく割っていかないとおかしくなる。温泉資源を有効活用して保全すると、これは有効活用と保全というのは別問題でございます。

したがって、一緒に答えさせたらいけないという根本をちょっと忘れて質問してますから、ここだけなんですけどね。ほかはすばらしく意識調査としてデータを集積しているところに過ちは

ないんですけども、この19問目がちょっと気になる。もちろん、これは集計段階でずっと全部を、13項目を集めてますけども、それを3つにするんだとか、5つに大きく分けてしまうんだという意識であれば、これを合体させれば結構ですから、そこは理屈的にも通るでしょうけども、調査票になってしまったということで、そこにちょっとしたデータの信頼度が薄れるという危険がございますので、これが心配になりました。この点を除きますと、極めて由布市民が何を望んでるかということは拾い上げることができているものですので、これをもとにした基本計画、基本構想で、基本計画、そして、実施計画に移っていくという点では有効な資料になると私は思います。

ただ、本当に調査というのは難しいものですから、今日本社会学会という学会もございませけれども、ここでは社会調査士の制度設立を政府に要望しようというふうな動きまでしておりますから、ちょっとしたワーディングの違いで設問自体が無効になるようなこともありますので、しっかりしたコンサルに頼むのも手ですけども、一つ提案ですけども、せっかく別府大学とか大分大学とかの協力が仰げるんですから、大学の先生に調査にたけてる方いらっしゃいます。その方々にちょっと相談をかけると、大分大学なんかは、これだと経費かからないと思います。

そして、こちらが用意すべきは基本的な資料の提供とか、そして、学生なんかの実習で入ってくれば、宿をあっせんしてあげたり、あるいは重立と、あの人にこの地域のことを聞くとわかりやすいから、すごく丁寧だから、あるいはよく知ってるから、あの人のとこへ行ったらどうだというふうに相手を紹介してあげるとかいうことをすれば、かなりな協力の結果としてのデータ集積ができると思います。

私も学生のころ中津に調査に入りまして、3年間続けて、これはバックに九電がついていて、九州電力ですか、豊前火力をどうしていこうかという、もう30年ぐらい前ですけど、そこで、市の協力を得て、大学から調査実習に入って、調査票つくるのは大学の先生たちですけど、実習ですから、そこに幾らか学生も参加しますけども、紹介してもらって、「豆腐屋の四季」で有名になってる松下竜一さんとか、ああいう方々にもすんなり会うことができ、あの方の立場とか、意見とかも学生の立場で本当にすごいなと思うような思いをした経験がございます。由布市にもそういう方がいらっしゃいます。そこにただ学生がぼんと飛び込んで、話聞かせてくれではなかなかお会いすることはできない。

だから、市からちょっと電話一つとか、一緒に連れていくとかいうことで、学生なんかも行ける。そうすると、学生に対する今度意見の出し方とか、意識の出し方は、市役所の職員の皆さんには悪いんですけども、大人が行って聞くと、やっぱり構えますけども、学生だと、本当のことをぼろっと出すんですね。そういう状況づくりもできますので、真実のデータが上がってくるとい、そんな効果もございますから、そのあたりのデータ集積をもくろむんじゃないんですけれ

ども、今後コンサルだけに頼らずに、あるいは市の職員だけが一生懸命やろうとするのではなくて、せっかくの協力体制をしいてくれている別府大学、大分大学などとの協力の近寄りをより一層図っていただきたいと思います。これは要望ということで、その後の約束などはまだ結構でございます。

ちょっと長くなりましたけれども、続いて、農業振興の方に関する再質問をさせていただきますが、先ほど市長の御答弁では周辺地域が多くて、実際にグリーン・ツーリズムと貸し農園をするにはかなりな障害が 障害といいますか、壁があるんだということでございましたけれども、陣屋の村の貸し農園なんかも一つ例としてございますので、これを平野部の貸し農園化にチャレンジするような農家はいないかどうか、そのあたりもひとつ調べてみる、打診をしてみる必要が私はあると思うんです。そうすることで、今ただ単につくっているのであれば労力も使いますし、高齢者にとってはかなりきつい面があるところを貸すということで、肉体的な疲労からの回避とか、貸すだけではだめでしょうけれども、貸した後、草を取ってあげるとか肥料をやってあげるとかということで、その部分の有料化を図ったり、システムづくりがあれば、かなり今畑やってる人がほんじゃ貸すかとかいう意思になるかもしれません。そこを高齢者でちょっともう作業がきついんだというふうになってる方々に対する貸し農園化などをちょっと研究していただきたいんですけども、その辺の御意向をちょっと教えてもらえませんか。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 先ほどの質問は荒廃地等々を利用したというようなことがございましたので、それはちょっと厳しいかなと、農家でも厳しい状況であるということでもあります。これから由布市は高齢化社会を迎えまして、地域の農地の荒廃というのは平野部でもそういうことも考えられるわけでありまして、そういうことを含めて貸し農地ということについて、また、グリーン・ツーリズム等につきましては十分研究して、それを活用ができればいいと思っております。

議長（後藤 憲次君） 溝口泰章君。

議員（7番 溝口 泰章君） 申しわけありませんでした。私、荒廃地のみに受け取られてしまいましたので、その辺のちょっとずれがありました。私は今関連質問に申し上げましたように、荒廃地のみならず今の業態を少し変えていくことで「もうかる農業」ができるような気がいたしますので、ひとつよろしく願いいたします。何と申しまして、大分と別府という県下でも大都市、合わせて60万ぐらいになるんですか、の人口を抱えている両市に隣接している由布市でございますので、ニーズを掘り起こせば出てくると思うんです。そのあたりで高齢化になっている農業の担い手さんたちを楽にして、そしてまだ、もうかるんだというふうな形ができれば本当にいいことだと思いますので、ぜひ検討と推進をお願いいたしたいと思います。

続きまして、農産物加工についてでございますけれども、確かに御答弁にもありましたように

湯布院の方ではブランドづくりが進んでおりますが、その内実、よそでつくって湯布院の名前をつけるというせものもかなり出ております。これを実際に湯布院の方が湯布院のものを使って湯布院ブランドを立ち上げたように、由布市のものをつかって由布市ブランドを立ち上げるということはかなりの量のブランド製品ができ上がると思いますので、そのあたり統一したせっかく融和がございますので、今度一緒に働く協働まで進んで、由布市ブランドの創設というふうにも農政課、あるいは商工観光課等の連携の中で、売れるもの、そして、つくれるものというふうな形のブランドづくりに取り組んでいただきたいと思います。そうすることで、本当何度も言いますが、県知事は「もうかる農業」をやっているってほしいということを書いてますから、大分県がそんな動きをしてるんですから、由布市バージョンというやつを率先して行って、県知事がびっくりするようなことまでできたらすばらしいんじゃないでしょうか、そういうふうに思いますけれど、市長よろしくお願いいたします。

続きまして、工業の振興ですけれども、確かに御答弁のとおり、団地を造成してまで行うことは非常に今の財政状況では無理だと思います。

しかし、じっと待ってる時代でもございませんので、挟間で企業誘致を行い、実際に誘致が行われております。その先例もございますので、どこらあたりにどんな形で誘致を行えばリスクが少なく、企業が目を向けるのか、これを研究していただきたいと思います。これ答弁は結構でございます。

商業の振興につきましても、先ほど来、2度目にわたる同僚議員の初日の一般質問にもございましたので、1つだけ注文をつけさせていただいて、次の質問に移りたいんですけども、その1つというのは、敬老祝い金とかで商品券を配っておるんですけども、私のところに電話がございまして、庄内の方なんですけど、ある店に行くと、商品券が、1,000円券出したら、これ1,000円以内の商品だからおつりは上げられないよと言われてたって憤慨しておったんです。

ところが、違うところに行ったら、おつりはくれたんだと、統一されてないんです。商店の名前をここで言うのは控えさせていただきますけれども、そういう一種の 一種というか、システムのそごがございまして、もっとはっきりさせておかないと、もちろん商店の方にもそうですけれども、敬老祝い金などは本当お年寄りですから、使い方もよくは熟知はしておらんと思うんです。それを商店の方がきちんとわかった上で、これはこういうふうになってるから、おつり上げられる、上げられないというような判断しないといけないし、実際そうならないと、これは大きな問題にまで発展しかねませんので、そのあたりの周知徹底方をきちんとやっていただきたいと思います。これはお願いできますか。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） これは徹底的したいと思います。

議長（後藤 憲次君） 溝口泰章君。

議員（7番 溝口 泰章君） ぜひお願いいたします。

続きまして、大きな2点目になりますけれども、大学や専門学校の誘致の構想でございます。

由布市には高等教育というと、高校から入れれば由布高校、大分大学の一部である医学部ということになりますけれども、湯布院町に「ゆふの丘プラザ」と今改名しておりますけれども、県の旧青年の家が現在、別府大学に指定管理をお願いしているところです。その開所式のときだったと思いますけれども、学長が理事長が将来構想として、あの地にバイオ関連、あるいは醸造学科、これは今から先の健康食品関係などに対する研究ということで、大学自体が増設をする際には、ここをぜひ活用させてほしいというふうなあいさつがあったんですけども、そのことは御存じでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） そのことについては学長とも話をしまして、聞きました。

議長（後藤 憲次君） 溝口泰章君。

議員（7番 溝口 泰章君） そういう状況でございましたら、ぜひその話を進めて、もう既にある大学ですので、増設で、湯布院のあの場所にどれぐらいの造成費がかかるか、あるいは市がどれぐらい持つのかとか、難しい話も出てくるかもしれませんが、そういう気持ちのある、そういう意思のある大学がせっかくあるんですから、その話を進めるような姿勢をぜひとも具体的に行動に移していただきたいと思います。これは今御答弁願えますか。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） どういう状況になるかわかりませんが、予算等々も関連があるのかなと思います。そういう方向性については私も賛成をしておりますので、今後研究していきたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 溝口泰章君。

議員（7番 溝口 泰章君） もうその研究を早速担当の方にこの一般質問終わりましたら、ちょこっと耳打ちをしていただきたいと思います。やる気があればできるような気がいたしますので、真剣に取り組むと成果が上がるものだと私も考えております。実際大学もこれから淘汰される時期ですので、バイオとか醸造というのは、これから本当に必要とされるニーズが高まってきますから、そういう学科というのにも学生が来ますし、学生が来れば、そのまちが活気づきますし、活気がつくまちにいろんな方々が興味を引かれてまたやってくるとか、そして、これは直接的な効果はないでしょうけれども、今はやりの言葉で品格という言葉がございますけれども、大学やすばらしい研究機関を持っている地域、自治体にはえも言われぬ品格が備わるんじゃないかと、そういうふうに思います。

ですから、ぜひともそういう話を現実化していただけて、由布市が「キラリと光る」ところがそこにあるんだということもまた一つの魅力づくりになりますから、ぜひとも鋭意取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、市政座談会の確認は、先ほどの答弁で、土地の新所有者となる方との交渉に任せるとのことですが、ただ1点、その新所有者と交渉なさるのかどうか、その確認を今お願いいたします。

議長（後藤 憲次君） 建設課長。

建設課長（荻 孝良君） 建設課長です。ただいまの御質問なんですが、信託銀行の方に売買申し込みがあるということだけでございます。その売買が成立したならば、新所有者と協議をしてほしいということですので、どういう方が申し込みをされてるかということも、こちらはまだ把握しておりませんし、先方も明らかにしておりません。

したがって、新所有者が決まれば、入り口部分の隅切りとかいうものについての御協力は願えるかどうかということについては、打診をしていきたいというふうに思っております。

議長（後藤 憲次君） 溝口泰章君。

議員（7番 溝口 泰章君） それでは、じゃ新所有者が判明し次第動くんだというふうに理解してよろしいですね。動くというのは交渉に当たるということ。

議長（後藤 憲次君） 建設課長。

建設課長（荻 孝良君） まず、あその土地そのものが限られた広さでありますので、新所有者がそういう分割に応じるかどうかということについての意向は打診していきたいというふうに思っております。

議長（後藤 憲次君） 溝口泰章君。

議員（7番 溝口 泰章君） 打診して感触が得られましたならば、ぜひとも前向きな対応で、この地域の安全を図るためにも入り口の拡幅に取り組んでいただきたいと思います。そういうふうな形で期待を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

続いて、一周年記念行事に関して再質問をちょっとさせていただきます。

ほかに一周年記念の行事は何か行ったかどうか、私、記憶がないのでちょっとわかんないんですけども、やってませんよね、ほかに。はい。としたら いいですか、これだけですか。

（「やってない」と呼ぶ者あり）やってないですね。となると、一周年記念だということで、本当最初の質問のときにも申し上げましたけども、市が主催してやるべき性質のものであれば、やるべきであったと私思います。なぜならば、ほかに記念する行事がないのですから、そこに集中して市の主導のもとで、やる気のある民間の方々が名乗り出たんですから、それをサポートするんじゃなくて、市がお願いしてやってもらうということで、主体性を発揮していただきたかった

たんです。そういうものをやることで、市の姿勢などが市民の方々に伝わるものだと思います。グランシアタでやって非常に受けてはいるんですけども、その姿勢をグランシアタに見えた方々が、由布市というのは真剣に一周年を迎えて、さあこれからやるぞというふうに、市がやっているんだなというふうに印象づけられたかどうかが不安といえは不安な面ですので、気になっております。実際合併記念を大分市でやるということは、お隣さんでやるようなものですから、もしも血と汗と涙でつくり上げたマイホームの一周年記念やろうかというときに、隣に立派なうちがあって、リビングルーム広いからそっちでやらしてもらおうかというふうな感覚になる方がいるかどうかですね。狭くても、自分たちのつくり上げたこのまちで、この家で、そういう記念行事をやろうというふうに思いのスタートがあるのが当然だと私は思うんです。

ですから、大分市に当然市長出向かれてあいさつなさったんですけども、そういうときに何かグランシアタでやるということの、広さとか設備とかは置いといて、やること自体の、お隣の市を使ってやることに対して何か寂しさとかは感じませんでしたか。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 私はそういう観点もあるんですけども、広く由布市をPRすることについては、県下の中心でやったことについては、一つの意義があるかと思います。と同時に、この行事は由布市が、行政が主体でやるということと、もう一つは、民間が主体でやるという2つにあると思うんですけども、行政がやれば記念式典という形になろうと思います。

しかしながら、民間の人たちが由布市は一つになったんだから、みんなで力を合わせてやろうと。そして、自分たちの手で頑張るやろうと、そういう私は意欲に心を打たれましたし、そのことが由布市の財政も厳しいと、だから、おれたちでやるんだという、そういう財政状況も十分理解をさせていただいてるし、そしてまた、私の提唱する融和と協働の精神も十分理解されて、そして、今回取り組んでくれたと思っております。職員の支援はさせていただきましたけれども、この点については本当は由布市の中でやるのもよかったと思いますけれども、広く県下にPRできたことについても、大変意義があったというふうに思ってます。

議長（後藤 憲次君） 溝口泰章君。

議員（7番 溝口 泰章君） 趣意書がここにあって、私どもに3名の方から一切資金援助は受けて準備を進めているというので、よろしく頼むよということが参ったんですけども、実際に資金援助はゼロでございますか。はい。じゃこの方々の意気というものに改めて我々は感謝しなきゃいけないと思います。考えるんですけども、そういうことはこの次も起き、その次も起きということで、市長、任期中にまた大分市でこういう行事がというふうに想定なさってますか。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） これがどういう形で出るかわかりませんが、今回は文化、芸能で

一体感を醸し出すということで融和が図られたわけでありますけれども、きょうも隣の部屋で由布市の農村女性が一つになろうということで融和を図られておりますけれども、そういう形でこれから逐次由布市内で統一されていくと思います。その中で、そういういろんなものを市民の力でやっていただくと、これは私はどんどん進めていきたいと思います。これからはそういう方向ですべてを進めていきたいなというふうに思っております。

議長（後藤 憲次君） 溝口泰章君。

議員（7番 溝口 泰章君） 問題になるのは場所でございます、市内で、狭くてもいい、未来館500人しか入らないけれども、そこがもうすし詰めになって1,000人、もう身動きもとれないくらい集まったというふうな形で、こういうイベントが行われるのも一つ大きなインパクトが出てくると思います。よりよいのはちゃんと1,000人、あるいは千二、三百人どんと入るような市民ホールが建設されるのが一番いいでしょうけれども、金がない金がないですから、そのところはひとつ我慢するといったしましても、そういうものをつくらうかと、もし財政状況がよくなればという話で、市民の方々に夢を提供するのも市長の役割じゃないかと思えます。

今はこんな状態だよ、だから、みんなには悪いけども、申しわけないけれども、こういう負担をしてくれ。この補助金切るけれども、納得してくれとお願いしながら、もしこの状況が改善されれば、我々はこういうこともしたい、ああいうこともしたいと考えているんだよという提示ですね。できないできない、この言葉が私、今由布市には多過ぎると思うんです。よくなれば、アズ・イフです。もしも仮にということで、夢を語る市長でいていただきたい。

それがないと、おまえはばかだばかだばかだと言われている子は必ずばかになるんです。由布市は貧乏だよ貧乏だよと言ってると、それで貧乏でいいんだみたいになってしまうんです。人もおだてりゃじゃないですけども、よく説明して、夢を語って、市民に今はしのいでいただきたいけれども、こんなのをしようよ、あんなのをしようよ、そういう提示を事あるたびに提示なされて、そして、市民をそうだなという気にさせて、我慢していただくというシステム、プログラムが何か欠けてるような気がいたします。苦しい状況とか、困難な理由を説明した後でどんとそういう改善が整ったときにはやろうよというビジョンを掲げていただきたいと思えます。もちろん、夢ばかりではだめですし、そんなことは十分知っております。

しかし、夢を語らなくなったら終わりです。夢あってこそ我慢がききます。こらえる、そういうのが人間です、市民です。だから、市長には夢を熱く語って、そして、リーダーとして先頭を切って何してほしいか聞いて、そうか、よしそれやろうよというふうな雰囲気づくりも仕事の中の大きな部分でございますので、これからは消極的な、お金がないから困った、補助金一律カットだとか、ゼロ査定も結構でございますけれども、そういう言葉はできるだけ市民の方に流布しないようにして、夢を大きく語っていただきたいと思えます。そのことを期待いたしまして、こ

れから先頭を切って、夢追い人で、市民をいい方向に引っ張って行っていただきたいと思います。

それを期待いたしまして、時間でございます。一般質問を終わらせていただきます。よろしく  
お願いいたします。ありがとうございました。

議長（後藤 憲次君） 以上で、7番、溝口泰章君の一般質問を終わります。

.....  
議長（後藤 憲次君） 再開は11時10分に再開します。

午前11時01分休憩

.....  
午前11時12分再開

議長（後藤 憲次君） 再開いたします。

次に、8番、西郡均君の質問を許します。

議員（8番 西郡 均君） 通告順7番、2日目の2番目ではありますが、日本共産党の西郡均  
です。ただいまから一般質問を始めます。

溝口さんがやっぱりうまいので、感心してました。勉強になります。アンケートの項目のこと  
なんかは私全然知らなくて、合併して一番よかったのはいろんな議員がいて、いろんなことを  
教えてもらえるのが一番ありがたいです。今回もマニフェスト大賞ですか、それを小林議員が特  
別賞いただいたということで、全国にも誇る議員がいるということで、私は本当に皆さんから学  
ぶところが多いということで、合併してよかったのはそれだけですね。（笑声）

実はこの議場ができたのが22年前の1980何年ですか、9年7月です。挾間町議会として、  
議場として使って、由布市の議場としてもことしから使い出したんですけども、あろうことが  
日の丸が正面に上がってしまいました。非常に残念なことなんですけれども、かつて挾間町も古  
い庁舎のとき、その向こうにあった庁舎のときの議場にも日の丸が上がってました。というわ  
けか、歴代の町長が汚職事件でつかまりました。たしか庄内や湯布院の町議会にも日の丸が上が  
ってて、つい最近でも町長や助役が事件を起こして逮捕されるというようなことがあったように  
記憶しております。

いかんせん権威あるものを掲げると、それを人に押しつけたくなるというのが人間の常であり  
まして、学校現場を見てもらえばわかりますように、日の丸を掲げると、どうしても管理主義が  
横行して先生を処分対象にしたり、あるいはストレスをためて精神障害に追い込んだり、それが  
行く行く子供にも反映して、登校拒否やいじめなどにあらわれてるのはもう明らかであります。  
とやかく言うこともないんですけども、いずれにしても、よく最近の傾向として、アメリカべっ  
たりの国家主義者というんですか、安倍首相が総理大臣になって以降、日本会議に所属する国会  
議員が数多く閣僚の中に入って、日本の右翼的な傾向がますますひどくなってるんですけども、

当由布市議会においても、いかんせん隠れ自民黨員というんですか、そういう無所属の議員が多くて、こういうことをごり押しするような風潮が続いております。私にとっては非常に気が弱いものですから、いわばいじめに当たってるようなものであります。

それでは、通告に基づいて質問をさせていただきます。

最初に、行財政改革プランのことについてであります。

これ大綱そのものを早く、3月議会のときに議会に出したというんですけれども、私つぶさに見てなくて、よくわからなかったんですけれども、実施計画を見て、非常にいいかげんな文書ということ率直に思いました。先ほどの議員も言われましたけれども、財政再建団体に陥るなどということを平気で口にするというのは、自分の能力がないというのを平気で言ってるようなものなんです。夕張市だって、日本国の約2分の1の規模ですか、自主財源の10倍ぐらいの債務を負ってると。日本国なんかはひどいもので、20倍近くの債権を抱えていながら、それでも赤字債権国なんていうことをまだ言わんですよね。実際はそうなんですけれども、同じように由布市の財政運営でも、現状分析で何が問題あるか、そして、今後どういうふうなことを展望して、こういう問題を解決しなければならないという、そういうものがなければならないにもかかわらず、そこ辺の部分はほとんど欠落してるんです。

したがって、ここでも指摘してるように、国が言うからつくったんだということを平気で行革プランの最初に、冒頭に書いてるんです、実施計画の中に。さらに、こんないいかげんな文書でも、2011年度以降、2次で大綱や実施計画そのものを新たに検証していくというふうに書いてるんです。

だから、やりながらその都度考えていきますよと、そんなに深いことは考えてませんというのをみずから言ってるようなものだというふうに私も思います。さらに、ひどいのが文書が前後の脈略がほとんど整合性がない。数字がいいかげん、全部。例えば、最後の項目の中にあります普通会計職員320名を目指すというふうになってます。由布市の現在の人口割る110人で算定したのが321.75ということで、320人を目指すというふうにしたみたいなんですけれども、320というのが一体どういうところから来ているのかというのが私にはさっぱりわかりません。普通会計といいますけれども、既に去年の、昨年の財政状況カードを見ますと、一般職員309名になってるんです、職員の数。

だから、一般職、普通職、それ以外の者がどういう人数で現在あって、そして、こういうふうにしますというんなら、あの数値目標わかるんだけど、そういうのが一切明らかになくなって、数字だけをずっと並べてるんです。だから、受け取る方は何のことかさっぱりわからんというのが、あれから受ける印象です。

したがって、幾つかその中で、今も交えて言いましたけれども、行革プランに対するそういう

質問項目についてお答えをいただきたいというふうに思います。

次に、沖縄米海兵隊の日出生台演習の射撃訓練について、市長にお尋ねいたします。

先般の議会のときも大規模開発について、市長は「これは湯布院にとっては許されないことであるけれども、業者のちょっとした誠意を酌んだら、これ認めざるを得ない」というような、わけわからんことを言って認めてしまったような印象を皆さんに与えました。同じようなことなんです。日出生台の演習に対して訓練拡大は容認できないと、議会でも議決し、市長自身も防衛施設庁にその旨、口頭はもちろんですけど、文書でもそのことを伝えました。

ところが、舌の根も乾かぬうちに、向こうが縮小の誠意を見せてくれたので、小火器の訓練はやむを得ないというようなことを平気で急展開で翻しました。今の広瀬勝貞県知事が、私たちが9月議会の最中に、県議会の答弁で、「受け入れやむなし」ということを言いました。なぜそういうふうにやむなしとなったのかというのがわからないまま、合同の論評見ても、それ理解できないということで社説等も出てました。県民がだれもわからない、ましてや県の言うことをそのまま聞かなきゃならんという立場でもない由布市が、市長がそのままそのことを追認するというようなことを全くもって理解できません。

訓練縮小 縮小になるかどうかというのはわかりませんが、小火器使用の受け入れ条件にしたということについての市長のお考えを伺いたいし、同時に、先ほど言いましたように結果的に、実質的には4日間で訓練を終了してたのが、今までの過去6回のうち5回ですか、何ら実態は変わらないにもかかわらず協定上、それを実現したからということで認めるということについて、さらに、特別委員長が議会軽視じゃないかと。少なくとも住民に対しては説明も何もせず、勝手にやったことなんですけども、そういうことに対して市長自身どういうふう考えてるのか、お聞かせいただきたいというふうに思います。

次に、以上の2点は行政報告であったんですけども、行政報告になかったことについて重要な問題を指摘したいというふうに思います。スモモ裁判です。これは庄内町の住民が全町長時代のやった補助金交付は、これはおかしいということで裁判起こしたんですけども、その判決、住民が圧倒的というんですか、9割方訴訟費用を市に見れというような判決ですから、住民が事実上、勝ったような裁判なんですけども、高裁判決はもっとはっきりしてるんです。判決そのものは住民の訴えを敗訴、要するに、訴えるあれがありませんと。

しかし、内容を見てみたら、私びっくりしたんですけども、裁判に勝ったものの判決文では悲惨な負け方をしてるんです。市長自身、被害を受けたスモモを再度植え付け、育成するなどの事業費をしんしゃくして決定されたもので、係る視点に基づく事業計画は合理的なものだから、補助金の返還を求める必要はないという主張、いわゆる公益性をその点に求めていたんです。

ところが、裁判所ははっきりと、「本件道路部分を現状に復しないこととするについて異議を

言わせないための解決金である」と、判決文でも書いてます。同時に、恥ずかしいことですが、議会に対しても判決文の中で触れました。「庄内町の町議会が議事録閲覧可能は形式的で、閲覧手続がなければ閲覧できるという公務をしてない」と、議会まで批判をされた判決文になってます。同時にそれだけでなく、「財政上の行為として、本件補助金の交付が許されないことは明白である」として、監査委員についても、「平成11年度内に完成する見込みがないのに、なぜ補助金交付決定をしたか、踏み込んで監査をしない以上、真の意味で本質に迫った監査はできない」と疑問を呈しています。この判決文が確定すれば、町長時代に支出した補助金の違法性、さらにまた、市長時代のやらなくてもいい裁判を行って、恥ずかしい判決文を後世に残すという歴史的な汚点を残してしまうわけなんです。

こんなことに裁判をさせた今の顧問弁護士の制度、この顧問弁護士を雇い続けるという神経が私にはわかりません。今月21日には防災無線訴訟の判決が出ます。これ以上、恥ずかしい判決が出されるということは容易に想像がつくわけです。市長が一体こういう裁判、何を期待しているのか、改めてお聞かせいただきたいと思います。全員協議会で報告したから、議会で報告しなくていいのか、その点も含めてお答えをお願いしたいと思います。

さて、今回の議案の提案の中に私はやっぱり許されないというんですか、市長自身、あるいは総務部長の中にあるのかどうかわかりませんが、消防職員に対する差別意識みたいなものがあるんじゃないかというふうに私は思えてならないんです。というのは、公安職の給与表というのを今度廃止する議案が出てます。確かに公安職は採用時はかなりいいですけども、45歳前後から逆転します。

そして、もっとひどくなるのは、由布市の条例によりますと消防長、部長さんたちと同じところに並んでますけども、ほかの部長級は8級であるにもかかわらず消防長だけは7級ということで、そのままにしてるんです。なぜそういうことが平気で行われるのか、不思議でならないんです。多分ほかの部長さんはともかくとして、総務部長自身が消防長を自分の格下に置きたいという意図があって、意図的にそういうことをやってるのかなというふうに勘ぐりたくもなるんです。

ちなみに、消防職員の現定数は56人ですが、詳細説明を聞いてみますと、大量の退職を控えてるから、それに対応するために教育を事前に行わないと、現場で役立たないと、すぐ消防や救急に出動するために必要な教育を行うんだということで説明ありました。私も長いこと消防組合の議員をしておりましてけれども、現場の声を聞くと、ほとんど火事に出動したら救急は出れないというような状態が各市町とも共通してるんです。そういうことを考えたら、本当に現場の意見を反映したこういう提案になってるんだらうかというふうに気になるんですけども、市長自身の把握、あるいはそれをきちっと伝えなければならない消防長の認識、現状把握、それが一体どうなってるんだらうかと。先ほど言った消防長の給与のことで、あなたは我慢してそれでいいか

もしれんけども、あなたに続く人がそういうことで承知できるかということも含めて、あなたの率直な意見を聞かせてもらわないことには今後のためにならないというふうに私は思います。

さて、監査委員さん毎回出ていただいてありがとうございます。実は挾間町議会のときには、例月報告、監査報告等で質疑ができて、わざわざこういう場に呼ばなくてもよかったんですけども、議会というのは合議制で、皆さんが一致しないとなかなかそういうことできないので、監査委員の報告については質疑をしないということに今のところなってますので、一般質問のときにお呼びしてお尋ねしてます。

去年の12月議会のときに監査計画のお尋ねして、1年かけて監査計画についていろいろ意見を申し上げました。来年度の監査計画はぜひとも早目につくっていただいて、それを見させてほしいというふうに思うんですが、その点どういうふうになってるのか。

さらに、いろいろ考え違いもあるかと思いますが、行政監査についてはほとんど具体的なものは書かれてませんでした。したがって、適宜いろいろあるわけだから、それを具体的に計画すべきではないかということも指摘しておきました。

さらに、例月出納検査でいろいろ何もやってないと言われると大変だということからか、幾つかいろいろ書いてくれました。しかし、私に言わせたら、その追跡というんですか、結果報告が非常にあいまいで、前回についてもそのことについて言いました。今回も幾つか気がついたことをここに聞いてますので、それについてお答えをしていただきたいと思います。とりわけ今度のいただいた資料の中に、款別収支月計表を見ますと、国保などが一番ひどいんですけども、赤字でずっと続いている分が、その処理が挾間の議会のときには調書として、どういうふうな処理をしましたよというのがついてきてました。

ところが、由布市の場合は、款別収支の中に流用や一借りの部分があるんだけど、それにも何も記載がないんです。別に調書もないということで、そこ辺がどうなってるんだろうかということで気になります。特に、今例を出した国保のことで言いますと、国保運営委員会で気がついたんですけども、もちろん議会に提案されてるから、そのときに気がつかなかったのが悪いんですけども、基金を取り崩して充当してるんです。

ところが、赤字ならばわかりますけれども、随分な黒字なんです、挾間で保険料取り過ぎたから。にもかかわらず基金を取り崩すなどということがやられてるので、そういうことについても監査委員として、これは繰りかえ運用でできたんじゃないかというような指導ができなかったものか、その辺も含めて、ここ細かく書いてますから、一応答弁用意されてると思いますので、お答えをいただきたいと思います。

あとは再質問はこの席でまた行いたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 8 番、西郡均議員の御質問にお答えをいたします。

1 点目の行政改革プランについての御質問にお答えいたします。

まず、1 から順にお答えをしたいと思います。

実施計画において「総務省通知を受けて策定するものです」との記述についてでございますけれども、今回の由布市行財政改革プランは、由布市の将来を見据え、より効果的で継続可能な行財政運営の基盤を構築するために策定されたものであります。その背景として、平成17年4月7日に大分県より旧3町に総務省が示した「地方公共団体における行政改革の推進のための指針」を踏まえた取り組みを行うよう助言がございました。この指針には、事務事業の再編や定数管理の適正化、手当を含む給与の総点検などが盛り込まれておりまして、今回由布市が策定した行財政改革プランには、これらの事項も盛り込まれておりまして、この指針を踏まえたプランであることを位置づけるために記述したものでございます。

次に、今回の行財政改革プラン、平成18年度から平成22年度を第1次行財政改革プランと位置づけ、その計画期間内においても適宜見直し・検証を行うことから、第1次行革プランの最終年度には、平成23年度から平成27年度を計画期間とする第2次行財政改革プランの策定を行いたいと考えまして、今回の行革プランに記述しているところでございます。

次に、18年3月に作成いたしました中期的な財政収支の試算に基づき作成されたもので、いかげんな数値になっているとの御指摘ではございますが、財政数値の推計においては国の制度、特に地方交付税制度などに大きく左右される部分もございまして、そういうことで大変難しいのが現実でございまして、しかしながら、その時々的情勢や情報を十分に検討しながら見直しを加え、適宜変更したもので、決していかげんな推計をしているものではございませんので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、職員削減の目標数値を320人以外にどれくらい考えているのかとの質問でございますが、今回の行財政改革プランでは、一般職の職員数を330人以下に削減することを目標としておりまして、それ以外には今議会にも提案していますように、消防職員があり、定数65人以内を維持していきたいと考えております。

次に、2の在沖縄米海兵隊の日出生台実弾射撃訓練についての質問でございますけれども、実態的に何も変わらないのではないかという質問でございますけれども、議員さん御承知のとおり、来年2月に実弾射撃訓練が実施予定となっております。この移転訓練に伴います市の体制につきましても、その対策本部を設置する上で、市民生活の安定を確保し、不安解消を図ることを基本的に、市民の安心・安全対策に努める所存であります。

前年度の場合、展開から撤収期間は28日間であり、今年度は前年度に比べて滞在期間が2日間短縮されるということは、市民の皆さんの生活が一日でも早く生活環境が平穏になるものでござ

ざいまして、日出生台演習場の周辺自治区の若杉自治区の自治役員さん方にもその旨を御説明申し上げまして、2日間短縮によります生活リズムの早期安定について御理解をいただいているところであります。

次の3件につきましては、さきの全員協議会の席でも同様のことを申し上げておりますが、私は議会軽視と、そういうことではなくて、全くそういうつもりはございません。

また、私といたしましては移転訓練の縮小・廃止が基本的なスタンスであることには変わりはありませんし、また、これまで四者協の場におきまして検討協議をしまいいりましたことを踏まえて、小火器訓練の受け入れ案に同意し、四者協の場において決定をいたした次第でございますので、御理解を願いたいと思います。

次に、スモモ裁判の結果についての、全員協議会で報告をしたから議会でしなくてもよいのか、次に、市長の主張する「公益性」は認められたかの2点の質問でございます。

10月31日、福岡高等裁判所の判決におきまして、先般の議員全員協議会で御報告をさせていただいたところでございます。その後、11月14日付で、原告2名より最高裁判所に上告の申し立てがあったことの通知がございました。したがって、この裁判はいまだ係争中ではございますけれども、今後は報告をしまいいりたいと思います。

また、2点目の公益性は認められたかのことについてでございますが、大分地方裁判所、そしてまた、福岡高等裁判所の判決ともに「公益性」についての判断は示されておられません。

次に、145号議案、146号議案についてでございますが、最初の提案理由の説明を申し上げたとおりでございますが、また、その内容につきましては今後議会、常任委員会の中で御論議、また、御審議をいただきたいと思いますけれども、消防職員の組合がないからということでございますけれども、その点につきましては、公安職を一般職にするとかということにつきましては、消防職員に報告をいたしまして理解を得ているところでございます。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 代表監査委員。

代表監査委員（宮崎 亮一君） それでは、御報告申し上げますので、よろしく申し上げます。

最初の監査計画についてということでございますが、いつごろ作成するのかということでございますが、これにつきましては、平成19年度の監査計画につきましては、由布市の監査規程及び監査実施基準に基づいて、来年の3月末から4月上旬には作成したいと思っております。

それから、2番目としまして、2007年度には行政監査を具体的に行うのかということでございますが、監査は必要があると認めるときに実施するものであります。その監査を受ける方の事務の執行にも支障を生じないように配慮して行うなど、それから、適切な時期に行うことも求められておりますので、19年度の監査計画の作成時に18年度の監査実施状況等を勘案しな

がら検討していきたいと思っております。

2番目の例月出納検査についてでございますが、特別会計の月末現在の歳計が赤字になっているのは資金計画の不具合ではないかということでございますが、この件は特に保険特別会計が該当すると思っておりますが、歳出予算にはそれに見合う歳入予算によって財源が予定されております。

毎月の医業費請求に対する資金の流れにつきましては、支払い基金、国庫、県費等からの財源により医療費の支出に充てられておりまして、毎月支払いに対して70%程度の財源確保にとどまっているのが現実であります。

予算の性質上、年間を通してみますと、歳出予算の支出現金が一時的に不足する場合があって、資金繰りの方法として歳計現金の繰りかえ運用で行っているのが現状であります。この現金は最も確実な方法によって保管しなければならないとされておりまして、通常は支払い準備金に支障のない限り預金運用利益を図ると解釈されておりますが、これに基づいて歳出予算の支払い準備金として支障のないよう適切な運用処理をしていかなければなりません。

歳計現金は会計の別なく一体として考えられるべきものでありまして、一般会計、特別会計、相互間において歳計現金が過不足する場合には、その支出に充てるために他会計の歳計現金を使用することは何ら問題ないと考えております。

2番目に、流用もしくは一借りの処理が必要ではないかということでございますが、この流用は、通常の予算の流用ということであれば、それは考えられないと思えます。現状は、一般会計、特別会計相互間における歳計現金としての一体性のもとにおいて事務処理が行われていると思われれます。

また、財源不足が生じた場合におきましては、基金より繰りかえ運用を最大限活用することを考慮させるよう助言をしていきたいと思っております。それ以上の資金不足が発生すれば、一時借り入れを視野に入れて、今後検討していかなければならないと思えます。

3番目の国保では基金を取り崩すのではなく、繰りかえ運用でよかったのではないかとということでございますが、基金の取り崩しにつきましては、一時借入金の返済と増加する医療費の支払いに充てるための処置でありまして、やむを得ない事務処理だと思えます。

また、その時点での繰りかえ運用する資金不足が生じていたようであります。取り崩しを行っても、歳計剰余金が決算上で発生すれば、基金に編入、積み立てることができる旨が地方自治法の233条の2で規定されております。したがって、医療費の急激な増加に対する対応策を今後視野に入れて、剰余金の一部を基金へと考えていくよう助言をしていきたいと思っております。

4番目に、水道事業会計について10項目ぐらい指摘しているが、いつ整理するのかということでございますが、前回の定例会の一般質問で、今ただいま西郡議員も申されたように、一般質

問で例月出納検査における指摘事項について報告に関する質問がありました。それに対して答弁をしておりますが、その定例会の終了後から事務研修会、決算審査、例月出納検査と引き続きの日程となったこともありまして、事務処理ができなかったというのが実情であります。

参考までにですが、主なものとして水道の事業の関係におきましては、1番目に、料金システムについては、本年の11月中旬にシステムのソフトが改善されまして、未納の通知等が、いわゆる催告状の発送が行われております。

2番目に、浄水場の汚泥処理につきましては、技術指導により、10月より汚泥の減容が行われております。

3番目に、不納欠損処理につきましては、法的根拠も含めまして検討中との報告を受けております。

5番目に、温泉館の券売機及びつり銭の検討はどうなったのかについてでございますが、券売機の設置につきましては、検討の結果、4項目ありますが、1番目に、利用者は高齢者が多くて、券売機使用の説明を求められることが多くて、フロント業務に支障が出たことがある。

2番目に、フロント業務について、市民との会話が重要である。いわゆる券売機を設置することに対する意見でございます。

それから、3番目として、閉館後における清算事務の増大につながる。

4番目で、リースで年間約140万円の費用負担がかかる。

以上の理由で、いましばらく推移を見て研究していきたいと思っております。

それから、つり銭不足の検討につきましては、財務規則の第75条によりまして、支払い資金を通常のつり銭として現在30万円預かっておりますが、会計課と調整の上、5月の連休と年末年始については、プラス10万円預かるという報告を担当者より受けております。

次に、ほのぼの温泉館では、タオル、石けんの取り扱いを指摘していたが、どうなったのかということにつきましてですが、施設の来館者で、タオル、石けんを持ってきていない人には、たまたま管理人が好意的に有料で提供していたのでありますが、その後、そういうことはしないということに改められているという報告をいただいております。

7番目に、現金実査を行った結果について書くべきではないかということですが、今まで現金実査の結果については報告書のとおりであります。その際、何か改善を求めた場合にはそれなりの記載をしていると思います。特に改善事項等、指摘事項が何もなく、異常が認められなければ、「異常がなかった」という意味で、「現地にして確認」という記載になっております。これからはわかりやすい表現の付記も検討していきたいと思っております。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 消防長。

消防長（二宮 幸人君） 消防長の二宮でございます。よろしくお願いいたします。8番、西郡議員にお答えをいたします。

まず、私の給料の格付の問題でございますけれども、この格付については、私の権限外でございますので、この場での発言は控えさせていただきたいと思っております。

それから、職員の条例定数改正、それから、公安職から行政職への給料の移行、この問題については、給料の移行については、職員への説明を過去2回実施をして、職員の了解を得ております。

それから、最終説明会を今月の14、15の2日間に最終説明会を行うようにしております。

それから、条例定数でございますけれども、今まで職員の増員をお願いしてまいりましたけれども、諸般の事情等でいろいろ実現が今までできておりません。このたび、新市の合併によりまして初めて職員定数の条例が議会の方に提案されるということで、前倒し採用、これ適当な言葉わかりませんが、前年度採用をしていただくということは、非常にこの点におきましては大きく一歩前進したというふうに認識しております。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 終わりの方から言います。

監査委員さんについてなんですけれども、前回は言いましたけれども、そういう報告をやっぱり文書でわかるように、実査を確認しただけでは何のことかわからないので、表現もこれから検討するということなんですけれども、そういうのを含めて、過去指摘したことがわかる、次回同じところをチェックするわけですから、前回指摘したことがその後どうなっているのかというのを含めて報告書にきちっと書くと。宙に浮いてしまうような形が見られる。水道事業やほのぼの温泉館で見られたので、そういうことを言いました。特に相互間で現金を動かした場合、調書が全然あられもないということはありません。挟間のときは、それは全部調書に出とったのに、今度の場合はそれが全然ないということは、そうだったのだろうというだけの話で、実際こういうふうに一般会計の方から使いましたと、相互にね。そういうのがわかるような形で、きちっとした調書をつくるようになってるわけですから、それを添付させるように指導していただきたいと思っております。

とりわけ国保等で、先ほど繰りかえ運用、あるいはまた一時的に基金を使ったにしても、後でまた戻すようにという指導をするということ先ほど言われましたけれども、これ私から言われたから言うんじゃないで、そういう場合は事前にわかるわけですから、監査の都度、そういう適切な指導をしていただきたいというふうに思います。次の監査報告を期待しております。

さて、その前の消防の非常に消防長が歯切れが悪くて、本当に職員、2回ほど説明して理解を

得たということなんですけども、理解を得たのかどうか、ちょっと心配になってきました。実際問題、現場で職員が足りないことは私自身も重々何回も聞いて、よくそのことを検討しなきゃならんというふうに思ってるんですけども、これは付託された総務委員会でその辺をきちっと議論していただきたいというふうに思います。

さて、公益性について何も触れてないというふうに市長はスモモ裁判の件について言われました。しかし、判決の文書を全部見て明らかなんです。これは市長自身も悪いけれども、議会も悪いと。同時に、それを監査しなきゃ、前々の庄内町の監査委員ですから、どなたかわかりませんが、監査委員にまでそんな苦言が呈されるなどという判決文なんです。多分これ最高裁で確定するでしょう。地裁よりもひどい判決文ですから、最高裁に行って、これが確定したら、私はこんなみっともないことはないというふうに思うんですけども、その点に対して判決文、多分読んでおられると思うんですけども、市長の率直な、自分自身の所見を語っていただけんですか。こんなことを顧問弁護士が相談して進めたなんていうこんなこと、私は本当腹立たしいんですよ。どうでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） この問題については今最高裁で係争中でありますので、発言は控えたいと思ってます。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） そういう判決が確定しない前に、早目に本人と和解して、両方が納得するような形で手を打つような方策を考えていただけんですか。私は、これが確定すると、由布市の恥を日本全国にまき散らすようなことになるんじゃないかと危惧してるんです。ぜひ御検討ください。弁護士はそれはそういうことはせんじょうけど、自分の商売にならんから。その点についてどうですか、最高裁まで判決をもらいますか。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 今向こうが提訴しておりますから、そのとおりになると思います。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） それは向こうと話せば、向こうが取り下げれば簡単にできるんですから、そんなわけわからんことを言うたらんで、やっぱりきちっとせんと判決文出たら大変ですよ。

先ほども言いましたけれども、自分、基本的には訓練縮小、廃止だけでも、四者協で云々という表現をされてます。私は、四者協を隠れみに使っちゃいかんと思うんです。あくまでも由布市の市長であり、市議会、あるいは市民の付託を受けて、議会から由布市としてどうあるべきだという議会は議決をしたり、いろいろしてますから、当然訓練については議会の結論は出てるわ

けです。それに対して市長が全く逆の立場をとれば、議会軽視と言われても当然だというふう  
思うんです。そこ辺は議会軽視じゃないと幾ら口で言っても、先ほど一貫してることと同じなん  
です。大型開発は許されない。しかし、自分は認める。訓練拡大は認められない。しかし、小火  
器の訓練は認めるということが支離滅裂というか何とというか、一貫してないというんですか、や  
っぱり強い指導力、自分の言うことに責任を持って、そして、貫くというような姿勢が必要じゃ  
ないかと思うんですけども、そういう詭弁を弄するようなことはやめてほしいんですか、再度お  
答えいただきたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） いつも言ってるとおり、縮小、それから、廃止ということについては変  
わりありません。

ただ、今回、知事も9月で発言しましたけれども、訓練の縮小があれば、今回やむを得ないとい  
うような発言ございました。私どもも四者協で十分協議をいたしましたけれども、その方向で  
進もうということで話をしたわけでありまして、私が期待しておった縮小とかいう部分につい  
てはかなり期待に沿わないものでありました。砲の数だとか、もっと大きな縮減を期待しておりま  
したけれども、そういう中で、唯一滞在期間の2日間の縮小ということであります。このことで、  
一つだけは地域の方々の生活が2日間だけ早まって平穩に戻るという、そのことだけが今回の縮  
小案に対するこちら側としては認められる点であったと。私どももその点で結論を出さざるを得  
なかったというのが現状であります。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 非常に残念なのは、それがことし限りということなんです。縮小  
も、約束が。今後については協定の中でいろいろ検討されて、後、市長のその場での姿勢が問わ  
れることになると思います。いずれにせよ、私は、日本政府はアメリカ、財界言いなりの政治を  
行うし、国や市町村は、県や国の言いなりの政治を行う、それにどうやって抗していくかとい  
うのが地方自治体の議会の役割だと思います。

そういう点でいえば、さきの9月議会で県が乳幼児の一部有料化を押しつけてきましたけれど  
も、市長は唯々諾々とそれを議会に提案しました。議会が、文教厚生委員の皆さんが反発して、  
そういうことは悪いよと。今まで湯布院町でせっかくつくった制度だから、これは拡充あること  
あっても、一部有料化などともないということで、多くの皆さんの賛成も得て提案を撤回し、  
再度無料化を出し直すことをやりました。いわば地方議会というのは、そういう攻防の第一線だ  
というふうに私は思います。

そういう点で、由布市の市議会も捨てたものじゃないというふうに前回確信を持ちましたし、  
同時に、市長も余り唯々諾々と、国や県の言われるままにするようなことでは先が思いやれるし、

余り市長、市長と威張っちゃられんのじゃないかと。あの裁判の結果もああいう状態ですから、そこ辺を十分心配して市政に当たられた方がいいんじゃないかということをお忠告申し上げまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 以上で、8番、西郡均君の一般質問を終わります。

議長（後藤 憲次君） 午後は13時より再開をいたします。

午後0時03分休憩

午後1時00分再開

議長（後藤 憲次君） 再開いたします。

午後は教育委員長の出席を求めています。

それでは、2番、高橋義孝君の質問を許します。

議員（2番 高橋 義孝君） 2番、高橋です。よろしくお願ひします。始めに、去る11月1日、「おおいた教育の日」推進大会が大分県立芸術会館において開催されました。私も参加をさせていただきました。基調講演で、講師としてお見えになった鳴門教育大学教授の佐古秀一先生も「県民挙げてこれだけ教育の推進に取り組んでいる県はほかにないのでは」と、人づくりを進める県民の取り組みに対し高い評価をされていました。

また、推進大会の式典では、毎年度教育実践の成果が顕著である教育関係職員の方々を教育実践者として、また、大分県の教育振興に尽力され、功労が著しい方々を教育功労者として表彰を行っており、今年度は教育実践者15名、教育功労者16名の方々がそれぞれ受賞をされました。とりわけ本市から情報教育振興に寄与したとして、庄内中学校の二宮保秀先生が教育実践者表彰を受賞されました。

また、当時大分県教育長、参事兼教育審議監でもありました現二宮政人教育長も教育功労者として受賞されました。本市教育に携わる方々の受賞はまことに栄誉なことであり、一市民として、また、行政に携わる者として心よりお喜び申し上げるとともに、今までの御努力に対し深甚なる敬意を表す次第です。今後も教育関係職員の方々には精進を期待するとともに、教育長におかれましては由布市教育の発展向上のためにますます御活躍いただくことを祈念申し上げ、引き続き御尽力賜りますようお願い申し上げます。

それでは、敬愛する後藤議長に発言の許可を得ましたので、市民の代表の一人として通告に従いまして質問させていただきます。しばらくの間おつき合いをいただきまして、後ほど御意見、御批判をいただければ大変ありがたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

なお、答弁におきましては簡明な答弁をお願ひいたします。答弁者は、市長及び教育長という

ことで御指名させていただいております。よろしくお願いたします。

大題目の1点目として、福祉行政について、2点目として、教育行政について質問をさせていただきます。

まず、福祉行政についてでございますけども、地域医療・福祉政策の取り組みについてということでお伺いをします。

湯布院厚生年金病院の公的存続と同保養ホームの医療関連施設としての機能維持については、これまで2回にわたり御質問をさせていただきました。市長からは「由布市としても、高齢化社会の進展に伴い、介護予防などの分野でその機能を活用していくことがぜひとも必要であり、市民挙げての運動を展開していく」など、これまで前向きな答弁をいただいております。御存じのとおり、病院については、厚生労働省・社会保険庁が平成18年、ことしの3月までに整理計画を策定することとなっておりましたが、政府・与党内の意見調整がつかず、先延ばしされているのが現状です。全国の公的存続運動により、競争入札による売却方針を強行することができなくなり、方針の手直しが検討されているのが現状のようです。

また、全国の一部厚生年金病院においては、民間法人を立ち上げて、病院を運営していこうとする動きも伝えられているようです。これらの状況から、地元の公的存続に関する要望をさまざまな方法で国や関係機関に示していくことが改めて重要になってきてます。

さらに、保養ホームについては、既に整理機構に移管、出資されており、「一定期間」の「病院との連携した機能維持」というのは売却条件として付記されているものの、他の用途に転用できる抜け穴があり、地元の自治体もしくは自治体が関与する公益法人が受け皿になる以外には、営利目的の法人の手にゆだねられる可能性が非常に強くなってきています。

そこで、これらのことを踏まえ、改めて市として今後の対応をどのようにお考えであるか、お伺いをいたします。

続きまして、教育行政についてお伺いをいたします。

教育は、国家百年の計と言われ、この国、この地域の過去、現在、また、未来を思うときに教育抜きでは語れないと言っても過言ではないと私は考えています。去る9月29日、第165回の国会において第90代内閣総理大臣に任命された安倍総理は、所信演説の冒頭で「私は、特定の団体や個人のための政治を行うつもりは一切なく、額に汗して勤勉に働き、家族を愛し、自分の暮らす地域やふるさとをよくしたいと思い、日本の未来を信じたいと願っている人々、そして、すべての国民の期待にこたえる政治を行っていく。みんなが参加する、新しい時代を切り開く政治、だれに対しても開かれ、だれもがチャレンジできる社会を目指し、全力投球することを約束する。」と力強く語り、現在、我が国が置かれている状況にかんがみ、今後のあるべき日本の方向、形として、活力とチャンスと優しさに満ちあふれ、自律の精神を大事にする、世界に開かれ

た「美しい国、日本」を唱えました。この「美しい国、日本」の実現のため、官邸機能を抜本的に強化し、改革の炎を燃やし続けていくことを示されました。

私は、この所信演説に非常に共感するとともに、安倍新政権に大いに期待するものです。その総理が最優先、最重要課題としてとらえているのが教育の再生です。教育の再生については、目指す「美しい国、日本」を実現するため、次代を背負って立つ子供や若者の育成が不可欠であると考え、教育の目的は、志ある国民を育て、品格ある国家、社会をつくることとし、吉田松陰先生や松下村塾の例を挙げ、家族、地域、国、そして、命を大切にす、豊かな人間性と創造性を備えた規律ある人間の育成に向け、教育再生に直ちに取り組む考えを示しました。

そのためにはまず、教育基本法案の早期成立を期すこと。次に、すべての子供たちに高い学力と規範意識を身につけさせる機会を保障するため、公教育を再生すること。学力の向上については、必要な授業時間数を十分に確保するとともに、基礎学力強化プログラムを推進すること。また、教員の質の向上に向けては、教員免許の更新制度の導入を図るとともに、学校同士が切磋琢磨して、質の高い教育を提供できるよう外部評価を導入すること。そして、こうした施策を推進するために、我が国の英知を結集して、内閣に「教育再生会議」を早急に発足させることを表明しました。

早速、就任後間もない10月18日に「教育再生会議」が発足、11月16日には教育基本法改正法案が衆議院で可決されました。現在、審議中ではありますが、年内には参議院でも可決され、教育基本法改正法案の成立が見込まれるなど教育改革が実行の段階を迎えようとしています。

そこで、これらのことを踏まえ、以下の点についてお伺いをしたいと思います。

まず、教育の現状認識並びに教育構想についてです。

今述べましたように、教育を取り巻く環境は大きく変わり始めています。教育基本法の改正、公教育の再生を掲げスタートした教育再生会議、この会議の冒頭に安倍総理は「美しい国をつくる上での基礎は教育である。志ある国民を育て、品格ある国家、社会をつくっていかねばならない」と言われていました。私も全面的に賛成であり、今こそ公教育の復活を期待したいものです。また、いじめ、自殺、高校必修科目の履修不足問題など、さまざまな実態が明らかになり、以前から議論されている教育委員会制度のあり方も問われるなど混迷を極めています。

そこで、このような状況の中、教育長に就任されたわけですが、教育を取り巻く現状をどのように認識されているのかについてお伺いいたします。あわせて由布市教育に対する現状認識についてもお伺いをしたいと思います。また、今後、由布市の教育行政をどのように導いていかれるのか、多くの市民の関心が寄せられています。今後の教育構想についてどのようにお考えであるか、教育長の所見を伺います。

2点目といたしまして、基礎・基本学力の定着プランの実効性並びに成果についてお伺いをし

たいと思います。

私は、この秋「おおいた教育の日」に関連した「おおいた教育週間」における由布市立公立学校・幼稚園の公開授業を拝見させていただきました。実に市内の小学校20校、幼稚園8園が合わせて86授業等の取り組みを行っていました。この取り組みには心から敬意を表し、評価できるものであると考えています。期間中、公開授業などを拝見するため、複数の学校を訪問いたしました。幾つかの公開授業では、先生たちが工夫を凝らして、わかりやすい授業を展開されておりました。子供たちも目を輝かせて、授業に集中している様子でした。

先生の資質のより一層の向上を図り、子供たちの基礎・基本の定着を確実にする、これが学校教育の本来のあり方だと考えています。資質のより一層の向上のために、教育委員会はさまざまなプランを実施していることはこれまでの一般質問で一定の理解をいたしました。

そこで、今回はそのプランの実効性、つまりプランを実行したことにより、どういう成果が上がるのか、その成果は何によって図るのかということについて、教育長の所見を伺います。

続きまして、生活教育についてお伺いいたします。

日本の学校は、知識を教える教科教育と社会で生きていくために必要な生活の仕方や礼儀、道徳などを教える生活教育の二本柱で進んできたと考えています。今回学校を訪問して、この生活教育の大切さを改めて実感いたしました。とりわけあいさつ、けじめ、めり張り、切りかえが大事であると感じました。例えば、授業の始まりと終わりという意味でのチャイムは大切だと思います。これから授業が始まる、これで授業が終わるといふよい意味の緊張感がないと、子供たちが漠然としています。また、授業の始まりや終わりの形については学校によってさまざまなようですが、生活教育の観点からすれば起立・礼・着席のあいさつが基本ではないかと考えています。

そこで、このようなことについて教育委員会としてどのようにお考えであるか、お伺いをいたします。

質問の最後になりますけども、国旗・国歌についてお伺いをしたいと思います。

世界のほとんどの国で国旗の掲揚、国歌の演奏や斉唱の際には、だれもが起立して姿勢を正し、敬意を表します。もちろん、自分の国の国旗・国歌に対してだけではなく、外国の国旗・国歌にも敬意をあらわすのは当然であり、国際常識でもあります。

ところが、日本では、国旗が掲揚されても、国歌が演奏されても、敬意をあらわす人は余り見かけません。世界のほとんどの国で常識とされていることが、この日本ではいまだ常識ではないのであります。まことに不思議な国、日本であるというふうに考えています。

そこで、私たち同志が集い、今、学校現場で国旗・国歌の扱いについてどのようになされているのか、大分県の教育を正常化したいという思いで、本年3月の卒業式の実態を入念に調査いたしました。

まず、その結果を報告したいというふうに思います。対象校は、公立小学校80校、公立中学校36校であります。この中には、由布市の小中学校も数校含まれています。

最初に、国旗掲揚についてであります。

式場内の国旗の掲揚はほぼ実施されていましたが、掲揚する場所は、壇上の正面が小学校でわずか21%と少なく、大分市は調査した37校中2校だけあります。特に多い掲揚方法は、壇上の横に国旗と校旗を三脚で立てかけているもので、小学校53%、次に多いのが床に三脚で立てかけているもので、大分市以外の小学校の半数以上がこの方法であります。これは、式典に対面式のフロア形式というものを多く採用しているあかしでもあります。

次に、国歌斉唱についてであります。実態は非常に驚くべきものであります。子供たちが学校で国歌を習ったことがないのではないかなと疑問視する保護者や来賓者からの声が届けられています。国歌を斉唱する生徒がいなかった学校は、小学校で4割、口を動かしているようだが、声が聞こえない、半分以上の生徒がきちんと斉唱できない小学校は約6割であります。実に大部分の生徒が国歌斉唱をきちんとできてないという大変憂慮すべき結果であります。

そこで、これらのことを踏まえて、1点目として、今申し上げた私の調査結果をお聞きになられた率直な感想を市長、教育長にお伺いします。

2点目として、小学校学習指導要領第4章第3の3では、「入学式、卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする」と示されているにもかかわらず、学校現場は憂慮すべき状況であります。教育委員会として、今までの指導はどのようなものであったのか、また、今後どうされるのかについてお伺いをしたいと思います。

次、3点目といたしまして、文部科学省に各都道府県教育委員会から、入学式、卒業式の国旗掲揚、国歌斉唱の実施状況を毎年報告していると思います。大分県の今年度の報告書によりますと、卒業式で国旗を掲揚した小学校333校、100%、中学校142校、100%、国歌斉唱した小学校100%、中学校100%となっています。当然この報告は、市町村の教育委員会から県の教育委員会へ報告している数字であります。これは余りにも実態とかけ離れた報告がなされているということは明らかですけれども、この点についてどのようにお考えであるか、見解を求めます。

以上、再質問は本席で行わせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 2番、高橋議員の御質問にお答えをいたします。

湯布院厚生年金病院と同保養ホームの公的施設としての存続の対応について、改めて市としての今後の対応についての御質問でございますが、市といたしましては、公的施設としての存続を

継続していただきたいと強い思いは、これまでと変わっておりません。引き続き、湯布院地域はもとより、由布市の地域医療の観点からも、両施設の公的施設としての存続は、今後とも要望活動と同時に、関係機関と情報を密にしながら取り組んでまいりたいと考えております。

次に、教育行政の質問の中の調査結果について市長の感想をということでございますが、小中学校の入学式や卒業式における国旗及び国歌の指導は、児童生徒に我が国の国旗と国歌の意義を理解させ、国を愛する心を育てるためのものであると思います。今後とも学習指導要領に基づいて適切に行うことが肝要であると考えております。

次代を担う子供たちが我が国はもとより、世界の平和と繁栄のために自国や他国の国旗・国歌に対して正しい認識を持ち、それを尊重する心を学ぶことを通して、国際社会で必要とされるマナーを身につけ、信頼される日本人として成長することを期待するものであります。

他の教育行政につきましては、教育長から答弁をいたします。

議長（後藤 憲次君） 教育長。

教育長（二宮 政人君） 2番議員の高橋義孝議員の質問にお答えします。

まず、教育行政についてでございます。

1点目の教育の現状認識並びに教育構想についてでございますが、現在は変革の時代であり、混迷の時代であり、国際競争の時代であると言われております。このような時代だからこそ、一人一人の国民の人格の完成と国家社会の形成者の育成を担う義務教育の役割は極めて重いととらえております。教育をめぐる状況は、児童生徒の学ぶ意欲や生活習慣の未確立、後を絶たない問題行動など深刻なものがああります。学力低下への懸念、塾通い等、特に公立学校に対する不満は少なくありません。それらは時代や社会の変化に起因するものもございしますが、学校教育、教育行政が十分対応できなかったことも否定できないと考えております。

由布市におきましては、地域人材を活用いたしました学校教育活動や感性きらめく芸術教育、A L Tを活用した小学校の英語活動、豊かな体験活動、幼小の連携教育等の地域の特性を生かした取り組みにより、多くの成果を上げていただいておりますが、基礎・基本の確実な定着や生徒指導上の課題もあり、今後より一層新しい教育、新しい学校づくりに向けまして取り組んでいかなければならないと考えております。児童生徒一人一人が人格の形成を目指し、個人として自立し、それぞれの個性を伸ばし、その可能性を開花させること、そして、どのような道に進んでも、みずからの人生を幸せに送ることができる基礎を培うことは学校教育の重要な役割であると考えております。

市教育委員会といたしましては、これからの学校教育の姿といたしまして、児童生徒がよく学び、よく遊び、心身ともに健やかに育つことを目指しまして、高い資質能力を備えた教師が自信を持って指導に当たり、そして、保護者や地域が加わって、学校が生き生きと活気ある活動を展

開する、そのような姿の学校を実現していきたいと考えております。そのためには、これからの学校教育のあり方といたしまして、みずから学び、みずから考える力などの生きる力の育成を目指して、確かな学力の向上、豊かな人間性の育成、健やかな体の育成、そして、信頼される学校づくりという大きな視点から教育行政を推進してまいりたいと考えております。

次に、基礎・基本学力の定着プランの実効性並びに成果についてお答えをいたします。

教育は人なりと申しますが、教育の成否は教師にかかっていると言っても過言ではございません。そこで、教職員の資質能力の向上におきましては校内研修や市教育振興会、研究会等での実践的な研修、また、県が実施いたしております各種研修会への積極的な参加を促進しております。また、今年度から教職員の能力開発、資質能力と学校組織の活性化を目指しました教職員評価システムを実施いたしますとともに、学校教育活動に対します内部評価や外部評価を取り入れました学校評価を実施いたしまして、教職員の資質能力の向上や学校教育の工夫改善を図っておるところでございます。

また、1年間の児童生徒の基礎・基本の定着状況を把握するため、来年2月には小学校、3、4、6年生の国語、算数、中学校1年生の国語、数学、英語におきまして、市独自の基礎・基本定着状況調査を実施いたすことにしております。これらの取り組みを継続的に計画、実施、評価、改善いたしますことを通しまして、由布市の教育のより一層の改善充実を図ってまいります。

次に、生活教育についてでございます。

今日児童生徒に基本的な生活習慣をしっかりと身につけさせることは重要な課題であり、議員御指摘の授業における起立・礼・着席は、生活にけじめと潤いを持たせ、節度ある学校生活を送る上で、学校生活の基本的な規律であると考えております。

また、あいさつこそ人と人を結ぶ心のかけ橋となるものであり、今日表現力、コミュニケーション能力等の欠如している児童生徒にとりまして、あいさつを交わすことは極めて大切なことだと考えております。今後とも学校、家庭、地域が連携、協力いたしまして、学校において、また、家庭、地域において元気のよい、明るいあいさつができるよう指導してまいります。

次に、国旗・国歌についてお答えいたします。

まず、1点目の調査結果の感想につきましてでございますが、学校において行われます入学式や卒業式は、学校生活に有意義な変化や折り目をつけ、厳粛かつ清新な雰囲気の中で新しい生活の展開への動機づけを行い、学校、社会、国家など集団への所属感を深める上で、よい機会となるものでございます。このような意義を踏まえ、入学式や卒業式において国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとなっております。議員御指摘の点につきましては、これまでも国旗・国歌の取り扱いが適切に行われるよう機会あるごとに指導してまいりましたが、今後ともより一層指導を重ねてまいる所存でございます。

次に、2点目についてでございますが、市教育委員会ではこれまでも国旗・国歌の意義を踏まえ、学習指導要領に基づき適切な実施が図られるよう指導を行ってまいりました。各学校におきましては、学習指導要領に基づき教育課程に適切に位置づけ、音楽、社会科などの学習の場で教員が児童生徒を指導することとなっております。具体的には小学校の音楽科におきまして、国歌、君が代の斉唱を指導し、小中学校の社会科において国旗や国歌の意義を理解させること、さらに、小中学校の入学式、卒業式におきまして国旗の掲揚や国歌の斉唱を指導するようになっており、教育委員会といたしましても指導を行っておるところでございます。

最後に、3点目の国旗・国歌の実施状況の調査結果についてでございます。

市教育委員会では国旗掲揚、国歌斉唱の実施状況を把握するため、文部科学省からの照会で県教委の依頼を受け、調査を行ってきたところでございます。本調査の内容は入学式及び卒業式において、国旗を掲揚したか掲揚しなかったかについて回答する項目と、国歌を斉唱したか斉唱しなかったか、また、斉唱しなかった場合は、メロディーだけを流したか斉唱もせずメロディーも流さなかったかについてそれぞれ回答する項目からなっております。小中学校に対しまして今申し上げたような調査を行い、その集計結果を報告したものでございます。由布市の状況は、国旗についてはすべての学校で式場ステージ中央に掲揚され、国歌斉唱についてもすべての学校で斉唱が行われておるものと把握しております。今後とも各学校における国旗・国歌の取り扱いが一層適切に行えるよう指導してまいります。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 高橋義孝君。

議員（2番 高橋 義孝君） ありがとうございます。それでは、何点が再質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず、市長に再度お伺いしたいんですけれども、福祉行政について、厚生年金病院と同保養ホームについては引き続き要望を行っていくと、気持ちはまだ変わっていないということも御確認させていただきました。私、去る10月の25日から27、存続の会の方たちが第7次の国に対する要請活動を行いまして、私もそれに1日だけ同行をさせていただきました。厚生労働副大臣、公明党の石田副大臣と面会をしまして、非常に3年前に年金病院を一律に売却してしまうんだというふうなことは決まったけども、今になって冷静に考えたら、いささか焦り過ぎたというふうなことで、今それこそ国会の国の方で見直しをやっていこうという機運が高まりつつあります。

そういった状況であるからこそ、地域の声というものを国にダイレクトに届けていくことが非常に重要な局面になっていきます。その要請活動のときにも市長に私お願いしまして、市長も日程が合えば行こうじゃないかということで、たまたま日程が合わなかったものですから、同行はで

きなかったんですけども、その中に緊急アピールということで、署名人の中に山田洋次監督ほか多数の中、その中に首藤市長も名前を連ねていただきました。その件に関して心からお礼を申し上げたいというふうに思います。

そういったことで、まだまだこの件に関しては一生懸命声を上げていく、伝えていくということが重要であります。先ほど答弁の中に要望も行っていきたいということですが、具体的な要望の方法みたいなものが今市長にお考えがあるのかどうか、その点についてお伺いしたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 特に日程的とか、そういうことではございませんけども、機会あるごとにそういう状況が生まれれば、直ちにそういう要望をしていきたいというふうに思います。

議長（後藤 憲次君） 高橋義孝君。

議員（2番 高橋 義孝君） それで、今の臨時国会も15日ぐらいで終わるんですが、来年の3月には少なくとも結果が出る、整理計画が定まるという状況も非常に緊急を要してる状況であります。でき得るならば、市長が市民挙げてというふうなことを御答弁いただいておりますので、市長代表に関係団体であるとか、そういった方々に呼びかけていただいて、連名で厚生労働大臣あてに要望書を早急に送っていただくことが一番効果的かなというふうに思いますけど、そういった要望行動が実現可能かどうか、ちょっとお答えをいただきたいというふうに思います。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） これはすぐできると思います。

議長（後藤 憲次君） 高橋義孝君。

議員（2番 高橋 義孝君） ぜひ要望書を1枚でも結構ですので、国に対して要望を行っていただきたいというふうに思います。それとあわせて県の方に対してもきっちりと要望をしていただきたい、あわせて県知事にもですね。やはり厚生年金病院自体が地域リハビリテーション、大分県の中核施設ということで役割を担っておりますので、県に対しても要望を行っていただく、さらに、国に対しても直接早急に要望を行っていただくということをぜひともお願いしたいというふうに思います。

それと、もう一点、保養ホームについても、入札売却に備え整理機構がいつでも売却できる状態ではあるんです。しかし、市長の答弁からすれば、市の福祉、保健事業の上で不可欠な施設であるというふうな今御認識があるというふうに思いますので、それを整理機構に私はぜひ伝えていただきたいと思いますと思うんですけど、その辺は今まで整理機構とのやりとりが何回かあったのか、そういったことをお伝えになったのかどうか、お伺いしたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） この点については今保養ホームはそういう状況にあるというふうに認識しておりますけれども、この点についても年金病院と保養ホームは切り離すことができないということで、また整理機構の方にも要望を上げていきたいと思えます。

議長（後藤 憲次君） 高橋義孝君。

議員（2番 高橋 義孝君） ぜひ病院は病院として国の方、国・県の方に要望していただく。保養ホームについては、既に整理機構に出資されているわけでありますから、整理機構側に引き続き要望を同時にしていただきたいというふうに思えます。なぜそういうことを言うかということ、そういうふうな意向、整理機構に地元の自治体が伝えることによって、市が買うとか買わないとか別にして、そのもの自体が整理機構も何とか売りたいというふうな姿勢ではありますけども、安易な外部資本をちゅうちょさせるという効果があるかと思えます。そういった意味も含めて整理機構側にしっかりと要望を行っていただきたいというふうに思えます。

10月に何とか厚生年金の問題を機に地域の医療、保健、福祉ということを考えていこうということで、実は私たち湯布院の地域の方で病院の関係者であるとか、観光協会、旅館組合でありますとか、福祉関係の方をちょっと一堂に会しまして、ちょっとした検討会議を今設立をいたしました。まだまだ仮の会でありますけど、第1回の会合をその場でいたしました。やはり地域の声としては、各病院長さんなんかも来られまして、あれが本当の民間の大きい法人に売却をされて、大手に総合病院ということになると、なかなか住み分け的にも地域の医療バランスも崩れると、非常に憂慮しておりました。

そういった会議も立ち上げて、民間の方でも民でできることは民でやっていこうということで今取り組みをしておりますけども、ぜひ行政としても、そういったことに私はかかわっていただきたいし、なるべくならば、その中でいろんな市の姿勢であるとか、基本的考えというのを住民と共有することが大事であるというふうに思えますけど、市長、その辺に関して積極的に参加できるかどうか、お伺いをしたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） その会議の中身が全然わかりませんが、趣旨は大体わかるような気がしますので、私も参加させていただきたいと。

議長（後藤 憲次君） 高橋義孝君。

議員（2番 高橋 義孝君） ぜひまた今度会議が、実は今度14日の日に第2回目の会議を予定しておりますけど、引き続き行政の方に私の方からも声をかけさせていただきますので、この問題を機に地域の福祉医療というのをしっかりと考えていただいて、今後のまちづくりに生かして行ってほしいというふうに思えます。

それと、1つは、健康温泉館の話題がいろいろ、今経営状況が厳しくて、一般会計からの持ち

出しも多いじゃないかというふうなことで、何とか改善をしていこうというふうな取り組みも今行政の方で考えられているようですので、この機会ですから保養ホーム、年金病院、健康温泉館というぐあい連携した取り組みというのがまさに考えられるというふうに思いますので、そういったことからぜひそういった会に積極的に参加していただいて、少しでも施設が有効活用できるようにこうした取り組みをお願いしたいと思いますけど、その観点について市長、どのようにお考えですか、今の健康温泉館、保養ホーム、年金病院、そういうお考えについて何かお考えがございませんでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） そのことについてはまだ私、連携とか考えたことないので、今度研究してみたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 高橋義孝君。

議員（2番 高橋 義孝君） ぜひ積極的にお考えいただいて、御協力をいただきたいというふうに思います。

続いて、教育行政についてお伺いをしたいというふうに思います。

まず、現状認識並びに教育構想にということで、ちょっと学校教育だけしか触れられてなかったんで、教育委員会というのは社会教育もあり、社会体育もあるんですけど、その辺はいかがお考えですか。

議長（後藤 憲次君） 教育長。

教育長（二宮 政人君） もちろん、学校教育、社会教育含めた由布市の教育、より一層の充実発展ということで取り組んでまいりますけれども、社会教育におきましては、やはり生涯学習社会の中で、そういう図書館あるいは公民館等の中心的な生涯学習関連施設のより一層の充実を図っていくと。

そして、市民の皆様の多様な学習ニーズに対応していくということ、それから、スポーツ、文化につきましても、より振興を図っていくということで、子供たちを含め、社会、体育、また、文化については、文化財の保存活用等についてきちっと計画にございますので、具体的にどういふふうに進めていくかということは今検討しておるところでございます。

議長（後藤 憲次君） 高橋義孝君。

議員（2番 高橋 義孝君） 最初の答弁でそういうふうに言っていたら、非常にまだわかりやすかったですけど、本市はまだ社会教育計画も立案されておりません。教育構想についても、中期、長期の計画もまだ立案されておりません。そういった状態ですので、そこで、私は、新しくなられた二宮教育長に現状をどのように認識されているか、現状認識というのはあくまでもどういった課題があるのか、そういったことを踏まえて、改めて平成19年度の教育構想とい

うものをお立ち上げになられるんだらうというふうに思うんですけど、現状の由布市教育行政の課題というのはどの辺にあるかな、よさはどこにあるかなというのが具体的に何かあればお示しいただきたいと思いますけども。

議長（後藤 憲次君） 教育長。

教育長（二宮 政人君） まだちょっと就任して間もないわけで、細かい部分までは把握してないんですが、確かに新しい総合計画、あるいは由布市の教育方針を見ますと、これからの新しい時代に即応した子供の育成ということで、知・徳・体、バランスのとれた教育施策、あるいは社会教育、文化、スポーツ、すべてに向けての新しい方向が見えております。まだこれに対します、例えば、学校教育におきましては、現場の先生方がどのくらい認識されて、新しい教育に向けて、保護者のニーズに対応した教育ができておるかといったこと等を含めて今現状分析をしておるんですが、いわゆる教育改革というのは基本的には教職員の意識改革にかかっておると思っておりますので、そういう意識がどのくらいまでに今なっておるのかということは今分析しておるところでございます。

議長（後藤 憲次君） 高橋義孝君。

議員（2番 高橋 義孝君） ありがとうございます。教育長、単純に今世間を騒がせてるいじめであるとか、この間御答弁いただきましたですよね。それで、教育長の御答弁に95件、4月から10月まで、これ一つとってみても、教育長は心の教育をしっかりと充実していこうということをおっしゃられてるわけです。この数字というのが去年までの報告に比べて多かったのか少なかったのかぐらいの現状認識はございますか。

議長（後藤 憲次君） 教育長。

教育長（二宮 政人君） これにつきましてはマスコミが報道されておりましたように、調査のやり方が全く違うわけでございまして、前年度までは先生方が相談を受けた件、あるいは指導した件数でございまして、これではちょっといじめが見えないのではないかということから、この4月からの調査につきましては、子供たちにアンケートをとる、あるいは面接をする、そういう中でいじめの件数でございます。

ですから、いわゆるいじめの定義にありますように、弱い者に対して一方的に心理的な、あるいは身体的な攻撃を継続して加えて、相手が深刻な苦痛を感じておるといふいじめの定義でこれまでとはとらえてきておったんですが、ああいう自殺等の事件がございまして、もっと詳しく調べようということをやったものでございますから、単純には比較ができない部分もございまして、今継続のものについては具体的にどういう内容のものであるかということをお今検討して、学校と連携をとりながら進めていきたいと思っておりますのでございます。

議長（後藤 憲次君） 高橋義孝君。

議員（２番 高橋 義孝君） ありがとうございます。ぜひ教育長、現場に足を運んでいただいて、まちに出、教室に行って、早く由布市の教育の現場がどのような状態なのか、実態というものをこの目でしっかりと確かめていただいて、それで、なおかつ平成１８年度の教育構想をしっかりと精査した上で、すばらしいまた平成１９年度の教育構想ができ上がることを私、期待しますので、ぜひよろしく願いいたします。

それと、新年度の教育構想に触れるんですけども、そもそも施策というのは、教育方針に沿って結果を出すために実施するいろんな施策があると思います。先ほどもちょっと御答弁いただきましたけど、教職員の資質を高めるためにこういうことをやってるんだというのがありました。その施策の成果について、当初の方針に沿った目標であるとか、ねらいや要求というのが確実に実施できたのかというのが私たちこの目でなかなかわからないんです。そういった評価をどのようなプロセスでやられてるのか、各施策について評価があるかとは思んですけども、そういったものが私たちが目で見て判断できるような資料的なものになってるのかなってないのか、それをお示しいただけるのかいただけないのか、ちょっとその辺をお聞かせください。

議長（後藤 憲次君） 教育長。

教育長（二宮 政人君） 今申しましたように各施策、あるいは各学校におきます取り組み等につきましても、基本的に今日目標を決めまして、具体的な目標指数等を定めまして実施、評価していくということでございますが、県が先般出しました教育計画によりますと、それぞれの項目につきまして指導目標、指数を掲げておるということで、これにつきましてやっぱりそれを受けた取り組みを由布市でもしていかなければならないと考えております。由布市独自のそういったものについては、今後の検討課題ということになっております。先ほど申しましたような教職員評価システム、あるいは学校評価等、こういう中では一つ一つ目標を定めまして、それに対する先生方の評価、あるいは外部の方が見たところでの評価をいただくことになっております。

議長（後藤 憲次君） 高橋義孝君。

議員（２番 高橋 義孝君） 私もその仕組みはよくわかってるんですけども、外部評価、内部評価というものではなくて、行政、教育委員会としてそれを総体的に受けて、ああ、これはやはりこれだけの予算を使ってやったかいがあったな、また来年もこの予算でいこうじゃないかとか、それは目に見えてわかるものがないと、毎年つけてるから、じゃことしも来年度もつけようと、なおかつちょっと１０％ぐらい削減してもできないかみたいな、もともと施策ありきで、本当に施策が生きた血税が使われたのかということが、評価がなかなか私たちには見えてこないんです、議会の場でも。

たまたまこれは決算のときに話すんでしょうけど、平成１７年度の主要施策の成果説明書、これ皆さんにお配りしてるとこなんですけど、この中で学校教育課において施策の成果として書か

れてることのお粗末さが、例えば、ここに今皆さんお持ちかどうかわからないんですけど、修学旅行引率補助というのが出されてるんです。この成果、引率教諭の負担が軽減された。このような評価で、いや、もしこのような目的だけで予算を執行されているのであれば、これ大変な大間違いだと思っんです。引率教諭が行きやすい体制を整えることによって修学旅行が有意義なものであった、生徒に目が届くようになったとかいう成果ならわかるんですけど、ただ単に負担が軽減されたとかいう二、三行の施策の成果で、本当に教育がよくなっていくのかなという、これたった一つとっても、この状態です。なおかつ、先ほどもありました由布市の校長会を通じて各種研修会にも由布市から市民の血税で補助が出ております。それに対する成果というのは全くないんです。私たちに報告もないんです。こういったことにも載ってこないんです。

だから、そういったことを多分教育委員会としては、これ定例の教育委員会であるとか、年度末の教育委員会でそういったのは成果報告されるんでしょうか、ちょっとそこをお聞かせください。

議長（後藤 憲次君） 教育長。

教育長（二宮 政人君） 事業実施の成果、課題等、それから、次年度への取り組みにつきましては、その節々できちんと評価をしておるところでございます。今指摘がございましたように、市民の皆様が納得のできる説明責任の時代でございますので、そういったきちんとしたものに今後つくっていききたいというふうに考えております。今年度はいつそういう成果を発表するのか、具体的にどう評価していくのかという时期的なものは恐らく3月だと思いますので、またその節にはまた御説明を申し上げたいと思っております。

議長（後藤 憲次君） 高橋義孝君。

議員（2番 高橋 義孝君） ありがとうございます。ぜひ教育長、その資料をいただけるならば、全議員さんに私配ってもいいと思っんです。各種研修の決算書というのはあるんですけども、それと一緒に、この研修に出たおかげでこういった成果がありましたよ、これを由布市の教育にこうやって生かしていくんだという報告書も私はやっぱり皆さんに提示する。私は、それを補助を出してるのが多いとか少ないとか言ってるんじゃないんです。やはりそういった施策の成果が見えてこそ、初めて先生たちも、いや、本当に貴重な時間使って研修もこんなにも年間あるんだねと、大変ですねということで保護者との会話もできますし、先生たち本当頑張ってくださいよということが言えるんです。

だけど、そういったことが目に見えないものですから、どうしても保護者と先生、学校と地域というのが敷居がまた高くなっちゃって、うまく回っていかないという部分もあります。ですから、家庭と学校と地域の連携で子供たちを育てようということを今一生懸命やっていますので、ぜひその辺は今度の成果の評価のときにお示しいただきたいと思いますが、それが実現できるかど

うか、教育長、答弁をお願いします。

議長（後藤 憲次君） 教育長。

教育長（二宮 政人君） 1年間の成果、課題等はきちんと評価をいたします。また、資料の提供等につきましては検討をさせていただきたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 高橋義孝君。

議員（2番 高橋 義孝君） ぜひ前向きに御検討いただいて、また次の機会に確認をさせていただきたいというふうに思います。

生活教育について御答弁がありましたけども、どうもあいまいな答弁だったなというふうなことで、起立・礼・着席の今の実施状況を教育長、御存じですか。

議長（後藤 憲次君） 教育長。

教育長（二宮 政人君） 私、授業をちょっと、学校訪問を最近しておりませんので、状況がわからないんですが、起立・礼・着席というのはきちんとできておるものと把握しております。

議長（後藤 憲次君） 高橋義孝君。

議員（2番 高橋 義孝君） さまざまです。教育長、ぜひ今度行ってみてください。ただそこに座ったまま係の子供たちがこれで終わりますで終わるところもあれば、立って起立・礼・着席をしてるところもあると思います。非常にさまざまなんです。先ほど教育長の御答弁の中でも基本的規律であると、こういった方法が。そういう御認識があるなら、やはり由布市の教育行政として授業の始まり、終わりにはこれでいこうじゃないかということを私しっかり指導すべきだと思いますけど、その辺教育長いかがですか。

議長（後藤 憲次君） 教育長。

教育長（二宮 政人君） 実情をまず把握して、いろいろ現場の先生方の御意見等伺いながら、よりよい方向で検討してまいりたいと考えております。

議長（後藤 憲次君） 高橋義孝君。

議員（2番 高橋 義孝君） ぜひ早急に検討してください。私なぜこんなことを言うかということ、もちろん先生に教えていただきますと、ありがとうございます、それがやはり基本だと思うんです。こんなの当たり前、私はPTAの役員やってますけど、皆さん言ってます。何でこんな当たりのことがなくなったのかということで、何でこれをしないんですかということを担当の先生とかにそれぞれ聞くと、いや、以前はやってたんですけど、もうできるようになったから今やめちゃったんですみたいなことを平気で言うんです。いや、それは違うんじゃないですか、6年間通じてきちとした形を、そこ教育効果があるからこそ、そういったことをやってたわけなんです。そういったことをころころ担任の考えで変わっていく、時の校長の考えで変わっていく、それでは私はいけないと思います。やはり教育というのは伝統がずっとありまして、

それをよりよい教育にしていこうという人間形成を培っていくものでありますから、そういった伝統や歴史ということには私は謙虚でなければいけないというふうに思いますので、教育長、ぜひ実態を調べていただいて、私はそれがいいと思う、教育長としていいと思うのであれば、ぜひ指導して、由布市の一体的なそういった形というのを私はつくっていただきたいと思いますけど、再度答弁をお願いします。

議長（後藤 憲次君） 教育長。

教育長（二宮 政人君） 起立・礼・着席は、日本の古いよき習慣でございます。アメリカ、イギリス等行きますと、一切そういう形はございません 状況でございます。だから、よい伝統といえますか、よい習慣は引き継ぐべきであるし、日本にとってのよいものであると考えておりますので、実情をしっかりと把握して、先生方の御意見も聞きながら、よりよい方向に持っていきたいと考えております。

議長（後藤 憲次君） 高橋義孝君。

議員（2番 高橋 義孝君） ぜひ教育長のリーダーシップを御期待申し上げておきますので、よろしくをお願いします。

それと、教育長もあいさつは大事だ、あいさつ運動というのも各学校、地域でも取り組んでいます。教育長、あいさつの意味は大體御存じですよ。 「一挨拶」という禅宗の用語から始まったという、ですよ。やはりそういったことが根本にありますので、きちっとしたあいさつができるということは、目礼を含めて頭を下げることの大事さ、そこで感謝、相手に対する敬意というものがあらわれていかないと、形だけやっていると、だんだんなくなっちゃうんです、こんな感じで。ぜひその辺は教育長のリーダーシップでどんどんやっていっていただきたいと思います。

それと、先ほどの来年度の基本構想、今から多分お考えになられるんだろうというふうに私も期待してますけど、今ちょうど私この間、土曜日に「早寝早起き朝ごはん」国民運動というのを今やってるのを、これは教育長、御存じですよ。もちろん、御存じですよ。これは各小学校でも今取り組んでいます。学力向上に非常に効果があるということで、小中でも取り組んでるんですけども、これは子供たちだけの問題ではないと。やはり住民を含めて健康増進にもつながる、基本的な生活習慣を皆さんで培っていきましょう、それがやはり健康に過ごせる、病気もしないことになるんだよということを一生懸命取り組んで、医学的見地からもいろんな分析されて、やはり効果があるということがいろんな分野で言われてます。こういったことをぜひ由布市一体となって、生涯学習も含めて私は取り組むとおもしろいんじゃないかなと思いますけど、率直な教育長の感想をお聞かせください。

議長（後藤 憲次君） 教育長。

教育長（二宮 政人君） 今議員が申されました「早寝早起き朝ごはん」、これは県民運動とし

て取り組んでおるわけですが、私もそれ先頭に立って取り組んでおったんですが、なかなか地域、学校まで広がっていかないと。どうしてだろうということで、組織がなかなか、いろいろな組織がございましてうまくいってないのかなという感じはしておったんですが、大変これは県民挙げての取り組みでございますし、率先して促進をしていきたいと考えております。

議長（後藤 憲次君） 高橋義孝君。

議員（2番 高橋 義孝君） ぜひ頑張ってください。私も応援いたしますので、これこそやっぱり学社融合、もちろん福祉の方も入れて、連携して健康づくりにもいいんですよ、学力向上にもつながりますよ、地域の連帯感も生まれますよということがこれに集約されてますので、うまくいかないなと思ったら多分教育長うまくいきませんので、絶対うまくいくぞという強い心で進めてください。必ずうまくいきますから、期待してますよ、教育長。

それと、いじめの問題、一番当初に言いましたし、教育構想にも私ちょっと提案があるんですけども、学校行って道德の授業が余り充実されてないんです。教育長も行ってみられたら多分おわかりになるかと思います。

でも、今回そういったいじめであるとか、そういったことが今取りざたされてる。教育長も心の教育がやっぱり非常に大事であると、私も全くそのとおりだと思うんです。午前中の同僚議員の中にも由布市は実は大学と協力協定してるじゃないかという話がありました。大分大学、別府大学と協定結んでるんです。大分大学としては、今1つ事例として地域交通計画策定などで多分連携をしているというふうに考えてます。

北海道教育大学というところがあるんですが、ここは北海道道教委と札幌市教委と連携をして、全く同じ連携のような形なんですけども、北海道教育大学が道德教育を充実させるための研究を行ってます。先生たちに指導案をつくってあげてるんです。そういった指導案、なかなか道德の指導って難しいんです。先生たちもあぐねてる部分がいっぱいあるので、そこを何とか手助けしようじゃないかということで、指導案をホームページに公開して、だれでも先生であればそれを引っ張り出して、生徒たちを指導することができるということを積極的に取り組んでる地域があるんです。これに関して教育長、率直な感想をまずお聞かせください。

議長（後藤 憲次君） 教育長。

教育長（二宮 政人君） 今の子供たちの問題というのは学校だけでは、あるいは家庭だけ、社会だけでは解決できない問題でございまして、学校、家庭、地域が連携をして、あらゆる教育力を活用する中で問題を解決していくと、そういう時代でございます。そういった意味で、大学等の活用も視野に入れながら、積極的な活用をされておる先ほどの例なんかすばらしい取り組みであると私は思っておりますし、大分大学もありますし、別府大学もありますし、いろんな教育機関、そういう力をおかりすると同時に、地域にもすばらしい人材があるわけで、これからは人材

こそ宝であると思っておりますので、そういった積極的な活用を学校教育に取り入れていきたいと思っております。

議長（後藤 憲次君） 高橋義孝君、3分を切りました。

議員（2番 高橋 義孝君） はい。教育長、教育長室にパソコンありますか。（「はい」と呼ぶ者あり）ありますね、はい。帰ったらぜひ北海道教育大学のホームページ開いていただいて、こういった指導案を活用して、それで、北海道の教職員の方も非常に助かってるというふうなことで、非常に好評らしいんです。やはりこういったことを由布市においても、せっかく大分大学、別府大学と協定をしてるわけですから知恵をかりて、私はぜひやっていっていただきたい。またこれも次の機会にぜひ確認を引き続きさせていただきたいと思います。

最後、国旗・国歌について、非常に私からすると苦しい答弁だなというふうなことを感じました、率直な意見として。それで、基本的には国旗・国歌法もできてますけども、自然のうちに定着させるというのが、これが法の趣旨なんです。私もそう思います。不自然にいろんなところに置いてても、これは不自然であって、自然のうちに定着させるというのが、これが法の趣旨なんです。

しかし、私も何でか昔のアルバムを見てましたら、中学校の運動会の写真があったんです。ただ自然に国旗と、そのときは町旗です。校旗というのが3本揚がってるんです。そういうのが以前は自然に定着させる環境そのものがあったんです。今は環境そのものを阻害してるような状況があるからこそ、変な形になっちゃってるんです。

だから、自然に定着させる環境というのをぜひともつくる、そのための方策を皆さんで本当に考えていただいて、定着していくことを私は心から願ってます。そのことに関して教育長、御答弁お願いします。

議長（後藤 憲次君） 教育長。

教育長（二宮 政人君） 日の丸、君が代に関しましては非常に国民の間でいろいろな論議がありますし、国会での答弁でもいろいろな御意見がございます。大変難しい問題だと思っておりますけれども、今日若者たちを見ましても、いろんなワールドカップとか、いろいろ国際的な試合におきましても、日の丸を打ち鳴らしたり、あるいは日の丸の旗を掲げて、鉢巻きをして応援しておる姿、こういうのを見ますと、かなり自然的な発露で定着してきているのではないかなと思っておりますところもあるわけがございます。そういう中で法制化されまして、きちんとした形でやっていくということで、指導がなされておるんですが、こういった形でこれを定着をさせていくかということについては今後十分検討して、よりよい方法を探ってまいりたいと考えております。

議長（後藤 憲次君） 高橋義孝君。

議員（2番 高橋 義孝君） ぜひイデオロギーに振り回されるんじゃなくて、やるべきことは

しっかりやると、そういう姿勢でやはり取り組んでいただきたいと思います。きちりと法の秩序と行政、教師としての威厳というものがなければ教育なんてできませんよ、教育長。ぜひリーダーシップとってやっていただきたいと思います。

これを述べて私の一般質問を終わらせていただきます。おつき合いいただきましてありがとうございました。

議長（後藤 憲次君） 以上で、2番、高橋義孝君の一般質問を終わります。

.....  
議長（後藤 憲次君） ここで休憩します。再開は14時15分。

午後2時02分休憩

.....  
午後2時15分再開

議長（後藤 憲次君） 再開いたします。

次に、16番、田中真理子さんの質問を許します。

議員（16番 田中真理子君） 16番、田中真理子です。議長の許可を得ましたので、通告順に従いまして2点ほど質問いたします。答弁のほどよろしく願いいたします。

きょう私、出がけに国体一色だなと言われて出てきました。グリーンで統一しておりますが、やはり国体は市民運動を基準にしてやっていかなきゃならないと思いますので、ぜひ皆様方もこのバッジを、強制はしませんが、購入して、市民の皆さんに意識づけをしていただきたいと思います。

それでは、質問に入ります。

合併して1年3カ月、想像以上に厳しい状況に眠れぬ日々やいら立ちを覚え、何かよい方法はないものかと試行錯誤の日々を過ごしておられるのではないかと心中お察しいたします。住民にとっても常に自分のことは自分でと自立の道を歩んでいる人と合併によってここまで暮らしが影響を受けるのかを嘆いている方もいます。

合併は、地方分権の推進と少子・高齢化の推進、広域的な行政の需要の増加による行政改革に伴うものであり、平成11年の地方分権一括法の後、徐々に進行していったものであります。その意味においては、行政側にも地方分権を確立するための努力が足りなかったと思います。これまでの補助金体制であった長い行政依存型から、17年9月が合併の本当のリミットであるとしたのであれば、協働により民間の活力をどう生かし、意識を変えていくのか、この5年間で少しずつ指導して民間活力を導入し、自己責任と自己決定のもと、地方分権へ向けて努力すれば、小さくても個性あるまちづくりができたと思います。合併までの一、二年間、時間がないないとき立てられた記憶が思い起こされます。

しかし、この機をばねに3町がそれぞれ地域性を出して、新しい市のあり方を考えていかねばならないと思います。国が合併によって地方の財政基盤が強化できると推進したのであれば、今後財政措置を講じてもらうことで、何とか市民の生活を守るため、方向性を見出すことが大切なのではなからうかと思えます。そのためにここ一、二年議論し合ってよいと思えます。市長も新聞報道で、「これほど厳しい財政状況だとは思わなかった」と、しかし、3町とも厳しい財政状況にあったことは承知していたことであつたと思われまふ。歳出を満たすほどの歳入がない中で、行財政改革が歳出削減のみに走り、ややもすれば市民の生活への重要な部分が見落とされていく気がしております。安易な気持ちで合併したのではないだけに慎重に事を進めていただきたい。

以上の内容を踏まえて、質問の1、行政における事業の検証、見直し等についてお伺いいたします。

1項目として、合併の折、各町の事業の引き継ぎは行われたのかどうか、実施できないと判断された事業計画の取り扱いはどうなつておるのか。

2番目として、合併協で方向が示されていない事業で、中断している事業や検討されていない計画があるのでは、あるとすればその対応策は。

3番目に、行財政改革が実施されている中、見直し、削減されている事業、保留にしている事業、新規事業に対してもチェックをしているかどうか、全体的なものに対して検証、見直しをしていくのか、チェック機能についてお伺いいたします。

続いて、2問目の高齢者を取り巻く医療・介護の環境についてお尋ねいたします。

近年、国の財政改革のもと、あらゆる分野において多くの制度が改正され、振り回されているのは国民であり、特に弱者に対しそのしわ寄せが来ているのが現状のように思ひます。厚生労働省では来年度、少子化対策に31%増の予算を計上して「こんにちは赤ちゃん事業」、「病児・病後児保育事業」、待機児童の解消、不妊治療費の制度拡充、集いの広場、地域子育て支援センターの増設など、重点を置いて取り組んでいます。

また、高齢者の問題も多岐にわたり、介護保険法の改正、医療制度改革法により取り巻く環境は不安を抱えながら大きく変わろうとしております。この制度が変わることにより、高齢者自身はもとより、家族への負担も見逃すことはできません。団塊の世代の親が80、90歳となり、その後、団塊の世代が高齢化へと突入します。患者への負担がふえ、それを介護する世代の負担、ここにも少子化や核家族の問題が降りかかってきます。

この質問では高齢者当事者の支援もさることながら、それを取り巻く家族に視点を当ててみました。

その1点は、独居老人をより正確に把握する必要があるのではと。

2つ目に、増加傾向にある認知症患者への対応策についてお伺いします。

また、制度改正により在宅医療へ切りかえが迫られております。介護力が弱ってる中で、3点目に、介護する、特に在宅医療の負担（肉体的、精神的、金銭的）に対するケアや支援はできているかどうか、お伺いいたします。

4つ目に、在宅療養支援診療所について説明をお願いいたします。

以上、この場による質問は終わります。再質問は議席にて行います。よろしくお伺いいたします。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 16番、田中真理子議員の御質問にお答えをいたします。

まず、1つ目の行政における事業の検証、見直し等の御質問の中での、合併の折、各町の事業計画の引き継ぎが行われたのか、また、合併協議会で明確な方向性が示されていない事業などについてどうするのかとの御質問でございますが、合併の際に策定しました新市建設計画は旧3町の総合計画をもとに策定されたものでございまして、合併時点で計画されていた事業につきましてはそれぞれ担当部局ごとに引き継ぎが行われております。

なお、その時点で由布市では実施できないと判断した事業計画はございません。

また、今後の対応につきまして、旧3町の総合計画、さらに、新市建設計画をもとに策定されます由布市総合計画に沿って、財政状況等を勘案しながらそれぞれの担当部局ごとに実施に向けて努力していかねばならないと考えております。

3点目の行財政改革プランにより見直し等の行われた事業や新規事業についてどのようにチェックしていくのかとの御質問でございますが、行革プランにつきましては、予算編成段階で反映させるとともに、その達成状況などをわかりやすい形で公表していきたいと考えております。

また、新規事業を含めまして今後の由布市の事業につきましては、由布市総合計画の中の実施計画に位置づけられていることを原則に、中期財政計画と整合を図りながら実施してまいりたいと考えております。

次に、2つ目の高齢者を取り巻く医療・介護の環境についての、1点目の独居老人の把握についてでございますが、独居老人の把握につきましては、由布市社会福祉協議会が毎年民生委員にお願いをして、担当地区の独居老人や障害者、高齢者世帯などの実態把握をしているところであります。現在、独居老人の数につきましては、挾間地域362名・庄内地域300名・湯布院地域318名となっております。これらの情報は緊急時などに警察や消防、行政などが活用をしているところであります。また、包括支援センターが高齢者実態把握事業におきまして、この情報に基づきまして活動する予定でございます。

一方、独居老人対策といたしましては、由布市社会福祉協議会の湯布院事務所が老人クラブにお願いをして、お互いを見守り合う老人訪問員制度や福祉推進員を設置し、ひとり暮らしの訪問

や声かけなどに取り組んでいるところであります。

また、挟間事務所におきましては、「一人暮らしの集い事業」を実施しているところであります。

2点目の認知症患者への対応策につきましては、現在、国が2005年度を初年度とした「認知症を知り地域をつくる10カ年」構想を提唱いたしまして、その一環で認知症に関する学習会（認知症サポーター養成講座）を開催して、認知症の方を地域で支える取り組みを進めているところであります。

由布市でも、認知症キャラバンメイトの方を中心に挟間地域、湯布院地域で既に講座を始めており、今後は庄内地域でも開催し、各職場・老人クラブ・各種団体に開催することを計画し、市民が認知症を正しく知り、認知症患者の方を地域で支えるまちづくりをと考えているところであります。

認知症患者を抱える家族に対する事業は、家族支援プログラム由布市で開催をしております。これは、1人で介護を抱え込まないために半年間継続して、同じメンバーで毎回テーマに沿った講座を受けてもらい、自身の解決能力を高め、これから先の介護を乗り切る力をつけることを目的として、介護家族相互支援の基盤づくりになればよいというふうに考えております。

3点目の介護する方の負担につきましては、特に在宅介護になった場合の質問でございますが、由布市では寝たきり老人等介護手当支援条例を設置しております。内容につきましては、在宅の寝たきり老人等が本市に1年以上居住し、介護保険の要介護度4及び5の者で、居宅において終日臥床し、介護を有する寝たきり老人等を6カ月以上、家庭内においてみずから介護している介護者に対し月6,000円の介護手当を支給するものであります。

その他の在宅介護者に対する支援につきましては、介護保険制度の改正前までは、家族介護教室や、介護予防教室などを開催してございましたけれども、現在ではケアマネージャーが中心となり、個別に対象者に応じた在宅の介護者への指導を行っているところでございます。

4点目の在宅介護費支援診療所につきましては、高齢者ができる限り住み慣れた家庭や地域で療養しながら生活を送れるよう、また身近な人に囲まれて在宅での最後を迎えることも選択できるよう診療報酬上の制度として、平成18年4月の医療法改正で新設をされました。

大分県では、国の直轄機関である社会保険事務局が、申請などの取り扱いをしております、由布市内では現在6医療機関が届け出をしております。

今後、在宅医療支援診療所が、患者や家族にとって24時間の窓口となりまして、必要に応じて他の病院、診療所、薬局、訪問介護ステーションとの連携を図りながら、24時間往診や訪問介護等を提供できる在宅医療の中心的な存在となることが望まれております。

在宅医療支援診療所の要件といたしましては、一つに保険診療機関の診療所であること、2つ

にその診療所で24時間連絡を受ける医師、または看護職員を配置し、その連絡先を文書で患者や家族に示していること、3つ目にその診療所では他の保険医療機関との保険医と連携をし、その診療所を中心に、患者や家族が希望すれば24時間往診が可能な体制を確保し、往診担当医の氏名、担当日等を文書で示していること、4つ目にその診療所では、他の保険医療機関や、訪問介護ステーション等の看護職員との連携により、患者や家族の求めに応じて、その診療所の医師の指示に基づいて、24時間訪問看護の提供が可能な体制を確保し、訪問看護の担当看護職員の氏名、担当日等を、文書で患者や家族に提供していること。5つ目にその診療所では、他の保険医療機関との連携により、他の保険医療機関内で在宅療養患者の緊急入院を受け入れる体制を確保していること。6つ目に医療サービスと介護サービスとの連携を担当する介護支援専門員ケアマネージャー等と連携していることが上げられています。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 田中真理子さん。

議員（16番 田中真理子君） それでは1点目の質問から再質問させていただきます。

1点目の合併により各町の事業計画の引き継ぎは行われたかということなんですが、やはり気になるのが、17年の10月から合併しております。事務事業的なのが、協定書に基づいての引き継ぎは恐らく行われていると思いますが、それまでで、8月まででそれぞれで、やはり単独事業があったのではないかなと予想されます。

そういったことについてどういう扱いをしているのか。その時点で、もう既に中途まで進んでいる事業計画がありはしないか。そういうのに対して、きちっとその相手方に連絡、その他が行っているかどうかその辺についてお伺いいたします。

議長（後藤 憲次君） 総合政策課長。

総合政策課長（野上 安一君） お求めに対して御答弁いたします。

その計画については、合併協議の中でそれぞれ分野別に協議をしていく分、あるいは合併協議の中で協議をし、引き継いでいる部分もございます。

議員御指摘の件につきましては、それぞれ各課ごとで、今で言いますと、各課になりますが、合併当時のそれぞれの協議システムがございまして、その協議の中で、引き継いでいる部分もございます。

ですから、合併協議会の中に上がってこなくて、それぞれ挟間の担当課、庄内の担当課、湯布院の担当課で、議論をして協議は継承されている部分もあるところでございます。それは十分に新市に引き継がれているところでございます。

議長（後藤 憲次君） 田中真理子さん。

議員（16番 田中真理子君） それでは6月の折に、防災無線、それからケーブルテレビ、そ

ういふことの進捗状況について伺いました。

そのときに、少し気になったのが、やはり災害の場合は、住民に早くその伝達が伝わるのがまず一番大事なことはないかなということで、少し、挟間町も自主防災組織を立ち上げて、防災無線その他を今から行こうかなというところに合併をしてるわけですから、少し、小耳に挟んだところによりますと、防災無線ももうある程度は行けるのかなと思っておりましたが、その中断されているような雰囲気があります。

その辺についてちょっと今回、できればそういった見直し、検証を含めて、丁寧に行われたかどうか。そのことについてはもうある程度は進行しておりますので、やはり途中でやめるということは、その事業を受けた側にとっても非常に大変なあれがあると思います。その辺について、少し伺います。

議長（後藤 憲次君） 総合政策課長。

総合政策課長（野上 安一君） その部分につきまして、特に、御指摘の防災無線につきましては、現在、調査が進行しております。調査費も18年度事業でいただいているところでございますので、どのような形でより安い経費でより効率的な情報伝達方法ができるのかというふうなことについては、専門的な業者の意見も聞きながら、現在調査を進行しているところでございまして、引き続き可能な範囲、19年度以降も、どのような形で市民により利便性が図られ、より経費の安い方ができるのかという調査は、担当課としては続行していきたいというふうに考えております。

議長（後藤 憲次君） 田中真理子さん。

議員（16番 田中真理子君） それでは、その防災無線に私、こだわるわけでもないんですが、やっぱり挟間町にしても、庄内町にしても、大分川を挟んで距離があります。特に庄内などは距離があるんですが、それが例えば、周辺地に行って何か災害があったときに、その周辺部だけじゃなく、やはり由布市全体として考えて、こういう災害が起こったと。じゃそのボランティアでも何でも加勢に行くとするれば、そういった無線を通じて一番連絡し合うのが、電気だとしても災害があった場合は途絶えてしまいますので、無線の場合はある程度、備蓄が効くということですので、そういう意味においては一番いいのではないかなと思います。

ただし、これも財政的な状況考えて、本当にそれが一番いいのかどうか。それはまあ今後検討していかなくちゃならないと思うんですが、19年度、国の方で、J、横線引いてAlertですか、全国瞬時警備システムが整備されようとしております。

そういうのは自動的に行政無線に起動起こして、住民に伝わるというそういうのがあるんですけど、こういうのが国からしろと言われてしないわけにいかないんでしょうけど、今後、こういったことをそういった中に組み込んでいくようにはなるんでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 総務部長。

総務部長（二ノ宮健治君） 16番議員にお答えをいたします。基本的には今、由布市の地域防災計画というのをつくっております。その中で、防災無線ももちろん重要な手段でありますから、18年度に今、調査をして、19年度、20年度という具合に整備をしていきたいというように考えてます。

先ほど全国警備システムというのは、全然聞いてないんですけど、基本的には地域防災計画が来年3月に、今、でき上がる予定で、今、事務作業を進めてます。

その中で一番大切なことは、まず情報がどういう具合に伝達するかということ、それからもう一つは、災害時に自分がどういう行動を起こすか。まだ言えば何ができて何をしなければならないかということが、災害時に一番必要じゃないかというふうに思ってます。

これは今までのいろんな大きな台風とか、いろいろ経験をしたんですけど、ほとんど行政の方に何をしてくださいというような連絡がありますが、これはもう市内全体の災害の場合は、ほとんど行政としては何もできません。

それで、先ほど言いましたように、自治区自主防災組織や消防団等にその地域の中でお願いをして、自分の地域は自分で守るといようなこと以外にないんじゃないかということです。

話が少しずれたんですが、あくまでも地域防災計画の中で、いろいろな情報の伝達のために防災無線それから消防団の体制の問題、そういうもの総合的にやっていきたいというふうに思ってます。

議長（後藤 憲次君） 田中真理子さん。

議員（16番 田中真理子君） それについては、6月の議会の折に、質問したときに丁寧に教えていただきました。

そうするには、やはりきちっとした、もう少し中身のある組織づくりをしていただきたいということがひとつお願いしたいと思います。でないとはやはり住民は、この後の質問にも続きますが、やはり今、独居老人や高齢者の方が、地域においては3分の1はおると思います。やっぱりそうした人たちのためには、そこまできちっとした、幾ら自主といっても、だれがやはり先頭に立ってやるのかとか、きちっとしたそういうマニュアルがないとなかなか動けるのも動けないと思います。

午前中、西郡さんの質問の中にありましたが、消防署においても、消防署で働く人の人数もさることながら、やはり地域においては、消防団、組織もやはり前に比べたら、少なくなっているのではないかなと思いますので、そういった面もすべて含めて、やはりそういった事業は、もし大事と思えば、ことが小さいうちにきちっとしておくのが大事かと思しますので、ぜひ合併協議会の中に上がってこないようなこういった事業があるのであれば、それをきちっとしていただき

たいということです。

一つお伺いしたいのですが、民間でも、会社ではそれぞれの転任、それとかいろんなので引き継ぎを行う場合はその係の者がきちっとした引き継ぎを行うと思うんですが、行政において、今回、合併をしたということは、3町の町長が一つの市長になったということです。

その市長の、3人がやはり一つ由布市をつくるために、そういった事業とか、町の様子とかそういうことを引き継ぎとかいうか、そういう打ち合わせのようなものをしたことがあるんでしょう。この点ちょっとお伺いしたいんですが、市長。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 町長同士で引き継ぎということはいたしておりませんが、事務局レベルで、きちんとしていると思います。

議長（後藤 憲次君） 田中真理子さん。

議員（16番 田中真理子君） わかりました。それではその中でも、今度も道路における請願・陳情、いろいろと上がっておりますがやはり何が大事かと言うことで、陳情・請願もただ上がるだけじゃなくて、そのときの検証や見直しをしないと、なかなかじゃ順番を待てばいいというものでもないし、いろんなことを、上がってきたらそこできちっと検証して、じゃこれはどうするかということ、そしてそれを相手方にきちっと伝えることがやはり協働という意味においては、重要ではないかと思えます。

請願なり、道路の要望とかそういった住民に対して身近なものは、1年間こう積み上げたら、それはそのままなんでしょうか。それとも、いろんな意味で1年間、最後に見直しをするんでしょうか。

再三、きょうの質問の中にも、見直し、検証とか、成果の報告とか上がっております。

挾間町も15年、16年事業の見直しの成果とか、1冊の本でもらっております。きょう、ちょっとそれを忘れたんですが、やはりその中身を見ますと、余り詳しくないので、ただこういう事業をして、これだけの予算を使って、これに対しては、これだけの成果を得たというふうにあります。

そういう意味においては、やはり今後、それから3番目のもう中身に移るんですが、きちっとしたそういう検証やら見直しがないと、幾ら行財政を詰めていっても余り効果が上がらないんじゃないかな思うんです。

その辺について、ちょっとお伺いといたします。

議長（後藤 憲次君） 総務部長。

総務部長（二ノ宮健治君） 16番議員にお答えをします。今、質問が少しくなってきたと言いますか、いろいろとこう変わってるようにあるんですが、一つは、事務事業が引き継ぎを受け

てるかどうかという大きな質問だと思います。

これにつきましては、合併協のときに、新しい新市の中で、今まで、旧3町でやっていた事業を引き継ぐかどうかということの一つ一つ検証いたしました。

そして、例えばここに資料があるんですが、合併時に廃止をされる事務事業というのがありません。これは大体、町で単独でやってた、国、例えば福祉についても、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1というような大体、原資があるんですが、ほとんどの分がその町の単独事業、一般財源でやってたというものについては、例えば挾間町の場合は重度心身障害者タクシーの助成事業等を行ってました。そういうものにつきましては廃止をしようということで、大体、十二、三事業の分が合併時に廃止をされました。

それ以外のものについてはできる限り3町に広めていこうということで、いろんな1町でやってたものが3町に、2町でやってたものが3町にというような由布市の中で、引き継ぎをされました。

例えば先ほど言われました建設関係等の議会の陳情請願で上がってきた分につきましては、過去5年間分を各町のものすべて集めました。そしてそれをそれぞれの建設や水道、事業課の方に、農政ももちろんですが、それを引き継ぎをいたしまして、その中で緊急度の高いものからやっていくように、今、指示をしております。

そのことについては、なかなか予算の関係で、うまくは進んでないんですが、緊急度の高いものから順次やってるということです。

それと先ほど、決算書の成果のお話があったんですが、そのことにつきましては、それぞれの町で、成果書が形が違ってました。今回につきましてはそれぞれ款項目ごとに事業を整理いたしまして、そしてどういう事業をしたか、そしてそれに対してどういう成果があったかということで、その年度の予算執行された分につきましては、そういう形で検証をいたしております。

そのことについては決算議会の中でぜひ議論いただきたいと思っています。

議長（後藤 憲次君） 田中真理子さん。

議員（16番 田中真理子君） その検証見直しはきちっとやはりしていただきたいと思います。

今、行財政改革プラン等で10億円を削減し、また基金も積み立てたりとかいろいろしてるわけですが、そういった検証や見直し、それからその成果をどういうふうに評価するか。それをしないとこれからは給食センター、それから福祉センター、そして国体のそういった予算、それからほかいろいろと計画が生まれ、それを実施する方向へに行くと思うんですが、そういう見直しをきちっとしないと、例えば給食センター一つにしても、本来ならば20年度に向けて実施をしていただきたい。これは喫緊の課題であるということで報告をいただいておりますが、まずは先立つものがないのはわかるんですが、ただいたずらに見通しもなく、方向性もないままにそ

ういうことをすると、どんどんそれはずれ込んでいって、結果的にはできなくなるのではないかなということが懸念されます。

それでやはりチェック機能、そういったのをどこに置くか。これが非常に今度、これから問題になると思います。

行財政改革実行計画とか、大綱とかそういったところは一応、審議会なり委員会があるので、そこに頼むと思うんですが、そういった内容についても、監査、会計には監査ありますが、事業監査、そういったところまでは踏み込めないんでしょうか。

それについてお伺いします。

議長（後藤 憲次君） 総務部長。

総務部長（二ノ宮健治君） 16番議員にお答えをします。一つは今、お示しをしております行革プランというものを、この5カ年間で確実に実施をしていきたい。そのことが実際にできてるかどうかということについては、議会を含め、市民の皆さんに評価をいただきたいと思っております。

それがなくずしにできていかないと、将来の由布市には明るい展望がないんじゃないかというように思っています。

それと、もう一つは、今、行財政評価システムというのがあります。これはシステム的には導入をすることはそんなに難しくないんですが、やはり問題なのは、実際の現場としてなかなか難しいというような具合に聞いています。

それで先ほど言いましたように、決算のときに行革プランも含めて、そして一つ一つの事業について、本当に成果があったかどうかということを確認に見直していきたいと。今までなかなか決算書の中で、成果書は出してたんですけど、それは書類上で終わってたんじゃないかと。そういうものにつきましては新年度の予算を立てる上で、さらに新しい年度の中で執行する中で、そういうものを検証しながら、一つ一つやっていきたいというように思っています。

議長（後藤 憲次君） 田中真理子さん。

議員（16番 田中真理子君） よろしくをお願いします。

最後に1点目の質問について、ちょっと不安な部分があるんですが、団塊の世代の部長さん級が結構おると思います。それでやはりこのことは自分だけの部署についていたという任務だけではなく、やはりこの辺の引き継ぎその他においても、きちっとしていただきたいなと思うんです。別にそれを信じてないわけではないんですが、その辺ついて少しいかがでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） まさに団塊の世代が退職するときにはそういう状況が発生するおそれがある。十分継承していくように努めたいと。

議長（後藤 憲次君） 田中真理子さん。

議員（16番 田中真理子君） その辺についてはよろしくお願いします。今後ともやはりそういった事業、そして合併した以上は、やはり3町が公平で公正なところで事業がなされるようにして、きっちりその辺の検証と見直しをお願いしたいと思います。

それでは2問目の高齢者を取り巻く医療・介護の環境についてお伺いいたします。

独居老人をより正確に把握する必要があるのではということ、これも6月に市長にお伺いしました。今言ったように、民生委員の方でわかる範囲で把握してるということです。

情報公開条例が厳しくない折は、それぞれこういった、これは挾間町ですけど、2005年の挾間町高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画とか、その中にはきちっとひとり暮らしとか、そういった数字が出ておりますが、今現在の新しい方の中ではほとんどそれは記載されておられません。

やはりそういった条例が施行されたことで、個人的な情報がやはり外に漏れないようにしているというのはわかります。そして今、報告いただいたように、それぞれの行政の方ではきちっと把握をしてるということでしたが、民生委員の方たちでも、恐らく十分な把握はできてない。またそれをどこかで情報を得て、そのままその家に入り込むようなことはできないと思うんですけど、そうすると非常に不安が残ります。

それで、例えば65歳以上の独居老人、あるいはふたり暮らしのところに、別に一般町民と同じような広報なり医療制度についての案内が行くのではなくて、こういう制度がありますよとかいうそういうのは別個にお知らせをしているんでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 福祉対策課長。

福祉対策課長（立川 照夫君） お答えをいたします。その他のそういうたぐいの報告はしてございません。

ただこの把握は大変難しく、住民基本台帳の方からでもやれないこともないんでしょうけども、世帯分離をして、実際は一緒に住んでるけど、世帯だけは別々になってるとか、大変実態の調査がしにくい部分であります。

どうしても最後はだれかが行って確認をしなければならないということになりましょう。この市長の方からお伺いいたしましたように、今後は包括支援センターの中で、高齢者の実態把握事業ということがありますので、保健師が実際にそこに出向いて行って確認をしたり、お話を聞いたりするということになるかと思えます。

議長（後藤 憲次君） 田中真理子さん。

議員（16番 田中真理子君） そうですね。やはり民生委員もちゃんと委嘱された立派な仕事であり、それなりの与えられた任務を遂行すると思えますが、やはりそのあたりは保健師さんなりがやはり行って指導して、それから民生委員さんが入るというそういうやっぱり順序をへだて

ないと、民生委員さんも任されたはいいと、自分で調べる範囲にも限度がありますし、例えば災害が起こったりとか、今、孤立死というか孤独死というか、そういうのも結構多いと聞いておりますので、やっぱりそれは知らなかったでは済まされないけど、後にやはり悔いの残るようなことになりかねないので、その辺については今後、非常な問題があると思いますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

それと認知症患者への対応ですが、私もこの年になって家族を介護する立場になり、やはりわかったことであって、認知症に対しては、なるべくやはり外向きに言うというか、わかるようにするのは避ける傾向にあります。

地域包括支援センターで聞いても、相談件数も少ないし、なかなかこういうことで困っているという相談は余りないということでした。

それでこれで認知症に対しての把握は非常に難しいと思うんですけど、相談窓口とかそういったものは今、包括の方でよろしいんですか。そういった窓口も今、まだないんですか。

議長（後藤 憲次君） 福祉対策課長。

福祉対策課長（立川 照夫君） 包括でも一部やっておるわけなんですけど、この認知症につきましては、プライバシーなどの問題がありまして、なかなか今までは表に出てこなかった。対応がおくれております。

それで、今後は福祉とか介護、それから保健師の管理です。連携を深めてどのように対応するのがいいのかを検討してまいりたいというふうに考えております。

議長（後藤 憲次君） 田中真理子さん。

議員（16番 田中真理子君） やはり一番困るのは、認知症の患者さんは非常にこういうんな病名っていいですか、ありますよね。徘徊したりとかいろんなあれが。そうなりますと、やはり受け入れ先です。グループホームが今、割と。でもそれも通所で、泊り込みではないですよ。

そうすると、需要を抱えられるだけのそういった対策も、今後考えてはいかなきゃならないと思うんですが、現時点でそのグループホームは、今、若葉苑がどっか谷の方で一つ、つくってますよね、通所で。これは由布市の中で余りたくさんできても困るのかな、申請があればそれはかなう範囲ではどうかできるんですか。

議長（後藤 憲次君） 福祉対策課長。

福祉対策課長（立川 照夫君） ちょっときょう保健課の方が、主管課の方が来ておりませんではっきりわかりませんが、グループホームは湯布院地区にもございますし、挟間、庄内も1つあると思います。

それと、今回、グループホームではないんですが、認知症対応型のデイサービスが挟間に2件、庄内に2件ほど、今、申請があつてございます。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 田中真理子さん。

議員（16番 田中真理子君） これも難しいし、やはり患者さんの負担もかかりますので、経済的な負担もかかりますので、そうあちこちでできるというわけではいかならないと思いますが、やはり一番認知症の患者を抱えるので大変なのは、家族の介護が一番大変になると思います。

そのためにも、やはり幾らかそういう人たちの負担を軽くするためにも、よい方向にこのサービスも考えていただきたいなと思いますので、その点もよろしくお願いいたします。

3番目の在宅介護の負担ですが、そのケアや支援、昔、挾間町にもいまさっき言われましたように、表彰したりとか、介護している家族に対してとかあったんですが、一番やはり介護で苦労することは、金銭的な面が一番介護の中ではかかるのではないかなということ、私自身も実感したのですが、高齢者福祉年金で、わずか四、五万しか2カ月でもらってない方がおります。その方が家族の世話を、同一家族になるんですかね、世帯主がおってあれしてる時は、さらにそれから介護保険を1万円くらい引かれたら、それは収入にもよるんですが、わずか4万くらいしか2カ月間でなくなるわけです。

それで今の病院に入ったり、介護施設に入りますと、やはり介護制度変わりましたので、食費と居住費を取られますと、ひところ七、八万円で済んだのがやっぱし十万円とか十二、三万円取られるようになります。

そうすると非常に介護する方の、若い人たちの負担というのが非常に大きいと思うんです。

その辺で今、それだけに対する支援策ないと思うんですが、今後そのあたり、だから医療制度が変わることはいいかどうかわからないんですが、病院に入れることもいいかどうかわからないし、最後まで自分の家で看病して、最後をきちっと送り出すということが一番だとは思いますが、いろんな条件が考えられて非常に難しいとは思いますが。

でもその辺についてもやはり今後考えていかないと、ひとり暮らしの老人や核家族により1人、2人、そういった少ない家族の人たちがふえてきて、病院に行くのも行かれないというような現状にもなるおそれもありかねない。

そしてそれで働きたいけど、そういう人たちを抱えるとやはり働けない。退職してその退職中、年金の中から払おうと思えばやはり無理が行く。そうすると老人への虐待その他にもつながりかねない。

これ私、飛躍した言い方もしれませんが、実際やはり携わってみると、この中にも多くの人たちが、親を見、そんな思いをしてきていると思うんです。

十分な手当ができて見送られた場合はいいんですけど、結構そうでない人たちも多いんじゃないかなというのを感じておりますので、その辺について、今後どのようなあれをとれるかどうか

ちょっとその辺をお聞きしたいんですが。

議長（後藤 憲次君） 福祉対策課長。

福祉対策課長（立川 照夫君） 議員、言われるとおりです。介護負担の見直しで個人負担がふえた。今までは所得による応能負担であったわけですが、1割負担になったということで、その1割がその人にとって、高いのか安いのかということはまだ異論のところになるかと思うんですが、どうしても介護保険が改正した段階で、この制度を取り入れなければならないということで、この制度で国が行ってくださいということなんで、そこで公共団体が、そこに応分の負担をするということはとても困難だろうと思います。

ただ制度上で、その人の、御質問のようにありましたように、肉体的な負担とか、精神的な負担を和らげることはできたとしても、金銭的な負担を和らげるということはちょっと難しいのではないかなというふうに考えております。

議長（後藤 憲次君） 田中真理子さん。

議員（16番 田中真理子君） そうですね。やはり自分の家族ですので、これは最後まで自分たちが見るというのは当たり前のことかもしれませんが、なかなか現実是这样いかなと思います。

医療制度が改正されることによって、私、最初は、在宅介護というのになるのかなと思って、一生懸命こうやっているいろいろ調べてましたら、在宅医療となっておりますね。その在宅医療となると、さっき言われたように往診とか、病院では長期療養の場合は、薬と1日1回の点滴ぐらいの治療だった人が、できれば家の方で在宅医療をしてくださいというふうになってくると思うんです。

その在宅医療ということについてどうお考えでしょうか。在宅介護というのならまだわかるんですが、在宅医療とかなると、結構、私、難しいような気がして、だと言っても普通の病院では病床が少なくなるし、介護施設に入れられればいいけど、入れられない場合、そういう事態も考えられるのではないかなと思うんです。

この在宅医療となると、ちょっと行政も少しこのあたりをしっかりと考えていかないと、2010年、2007年以降、私たちが高齢者になったときに、やはり行き場がないという場合も考えられるのではないかなと思います。

それで、それを解消するのがさっき言いました在宅療養支援診療所ではないかなと思うんです。そこでは入院もでき、入院と治療とリハビリ、それを在宅に回して、その診療所の役割を在宅が24時間体制ですというものが、在宅療養支援診療所の役目かなと思います。

それも今ないのかなと思ったら、6カ所だったか、6カ所あると、届け出をしてるということでしたね。これは公表できますか。公表できればどこか教えていただきたいんですが。

議長（後藤 憲次君） 健康増進課長。

健康増進課長兼健康温泉館長（大久保富隆君） 健康増進課長です。田中議員にお答えをいたします。医療関係ですので、健康増進課がお答えをいたします。

今、現在、まだ正式に認可が下りた段階で、医療機関公表したいと思います。

数だけで勘弁してもらいたいと思いますが、挟間で4医療機関、庄内町で2医療機関でございます。正式に認可が下りて公表された段階で、またこれ、市報等を通じて公表したいと思います。

議長（後藤 憲次君） 田中真理子さん。

議員（16番 田中真理子君） その認可はいつ下りるのでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 健康増進課長。

健康増進課長兼健康温泉館長（大久保富隆君） これ、実際、この申請受付等、私どもの市では受け付けておりませんので、その辺の確認はまた後日、この保険局の方に確認して、大体いつごろかというのは後日お知らせしたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 田中真理子さん。

議員（16番 田中真理子君） こういうふうにして、地方で、地域で支え合うのがこれからの福祉ではないかなと思います。

医療機関において医療をさせると、医療養はらみ保険料がやはりまた上がっていくので、こういう体制をとっていくのではないかと思います。

そうなるとやはり、市の行政の方もそういうところには、今後力を入れていかなければならないと思います。

国の政策がころころと変わりますので、それに追いつかないうちに、私たちも一、二年前にこういうこと言ったのもうこうなるというのが非常に多いと思います。

こういった福祉、医療関係につきましては、言葉も非常に難しく、それを理解するのも時間もかかります。

ましてや高齢者やら弱者に対しましては、なかなか浸透するのがやはり時間もかかると思いますので、このことについては、市長がいつも申しておりますように、協働という言葉があります。その協働という言葉をやはり皆さんそれぞれがしっかりと受けとめて、広めていていただきたいと思います。

介護保険その他にもいろんな委員会も関係しておりますので、今後そういったことを考えながら、私も前向きに取り組んでいきたいと思います。

市長、皆さんからいろいろ言われて大変苦しいと思うんですが、やはり19年度、財政改革を行う中で、やはり何が一番大事かというのをやはりきちっと的をしぼってもいいのではないかなと思います。

でないとかいうふうになっているのが、次から次へ起こっていったら、やはり財政がない中で、いろんな事業する上において非常に困難だと思います。

その辺で皆さんの理解が得れば、私はそれは実行してもいいんじゃないかと思うんですが、ひとつ最後にその決意をお願いします。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 行財政改革を行う中で、やっぱり一番重要なことということをもず的を絞りたいと思いますし、由布市としてこれだけは絶対に外すことはできないというそういうものをきちんと精査をする中で、取り組んでいきたいというふうに思ってます。

議長（後藤 憲次君） 田中真理子さん。

議員（16番 田中真理子君） ありがとうございます。私の一般質問、これで終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長（後藤 憲次君） 16番、田中真理子さんの一般質問を終わります。

.....  
議長（後藤 憲次君） ここで休憩をいたします。再開は15時20分に再開します。

午後3時08分休憩

.....  
午後3時21分再開

議長（後藤 憲次君） 再開いたします。次に14番、江藤明彦君の質問を許します。

議員（14番 江藤 明彦君） 14番、江藤明彦でございます。議長の許可を得ましたので、通告によりまして一般質問をさせていただきます。

きょうの日和のようなものを小春日和と言うんでしょうか。非常に、由布山、それから由布山の横の飯盛ヶ城、鶴見山、遠望には九重連山の硫黄山が煙を上げております。本当に美しい由布市であると改めて実感をしたところであります。

今日は、メジロ色ではございませんが、めじろんを胸につけて、国体の質問を中に織りませて質問させていただきたいというふうに思います。

初日から、同僚議員の冒頭のあいさつの中にありましたように、先般行われました合併1周年記念行事、これにつきまして、多くの市民や県民の方から、感動の言葉をいただいて大変私もうれしく思いました。

一体感あふれる講演でありまして、融和・協働・発展を掲げる市政の方針にマッチするものだと、関係各位の伝統・文化・芸術を守るためのたゆまぬ努力と御尽力に敬意を表する者の一人です。

さて、同僚議員の質問で、過去数回質問がありましたけど、改めて質問をさせていただきます。

再質問はこの席でさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず1点ですが、由布市の消防防災体制について、市長は日ごろから安心・安全を掲げておりますが、消防署並びに出張所の機器や機能的な人員配置は適正であるのかどうか。このことについて質問をいたしたいと思います。

まず1点でございますが、救急や火災発生の実情に応じた消防の機器や人員の機能的配置が行われているかどうか。

2点目に装備面での適正な配置がされているかどうか。

3点目に消防職員の補充体制と機能強化が図られているか。

4点目に団塊の世代が退職を迎えますが、これに対してどういうふうに対応していくのか。

5点目に消防車の大型化の問題について。

以上、5点について質問をさせていただきます。

続きまして、2点目としまして、国体の準備態勢と進捗状況について質問をいたします。

昭和41年の10月に、大分県で第21回国民体育大会が行われました。旧湯布院町では、有史以来初めて天皇皇后両陛下の行幸を仰いで、ホッケーと重量上げがそれぞれ自衛隊のグラウンド、それから湯布院町の体育館で行われました。

この国体の準備については、町民を始め、各種団体、各職場、老人会、婦人会、青年団、小・中学校児童を動員して行われました。それぞれの持ち場に応じまして、自発的に参加をしたと聞いております。

環境の美化、花いっぱい、宿泊の受け入れ態勢、接待など万全の態勢で開催を待ちました。

10月25日に行幸を迎えました。天皇陛下皇后陛下は、湯布院の駅で降りられまして、沿道を通り直ぐ自衛隊に向かいまして、自衛隊で行われるホッケーの選手の激励をいたしました。その足で、体育館で行われております重量上げの選手や、関係者の方々にごあいさつをいたしました。

その日、九重レイクサイドに泊まったということでございますが、レイクサイドの途中にスポーツセンターがあります。このスポーツセンターに寄ってみようということで、当時の岩男町長が天皇皇后両陛下を御案内をいたしました。

そのときに、天皇陛下が岩男町長に「あの山は、あの高い山は何という山か」というふうに尋ねられたそうです。岩男町長は「由布岳という山でございます。1584メートルあります」と答えられました。「では右の山は何と言うのか」と天皇陛下が町長に尋ねられました。天皇陛下は多分知っておったんじゃないかと思いますが、当時の町長は、そこら辺まで聞かれるかはわかりませんので「普通の山です」と言うふうに答えたそうでございます。天皇陛下は「あ、そうか」と、一言で終わったそうでございます。

非常にこれは有名な話でございますが、当時の国体の内容と言いますか、雰囲気を感じられるいい光景であるなとも思っております。

多くの、この国体によりまして、町民に、希望と活力を与えたというふうに思っております。

その前にインターハイが1年前にあったんですが、このインターハイに出場した高校生の生徒が、湯布院に入ってくるときに、湯布院の朝霧を見まして、竜宮城のようだというふうな表現もしておりますし、湯布院にまた来る機会があったらぜひ来てみたいというふうにも答えております。

こういう過去のいろんな国体に対する町民、市民の思いが、最も国体を成功させる上では重要なものであるというふうに思っております。

そこで、今度開催されます国体につきまして、もう少し市民の機運が盛り上がっていないのではないかというふうな感じがいたします。歓迎態勢、宿泊態勢などどのようになっているんでしょうか。それが第1点でございます。

2点目に会場までのアクセス。いわゆる道路整備や競技施設等の整備状況の進捗はどういうふうになっているのか。

それから最も大事なもてなしの態勢、これについてはどうなっているのか。

4点目に市役所の態勢や財政面、スタッフの態勢、こういうものについてはどうなっているのかをお伺いしたいと思います。

第3点ですが、地域文化の構築についてですが、先般の合併1周年記念につきましては、先ほど述べたとおりでございますが、この催し物こそが地域文化の真髄であると、合併して本当によかったと思える行事であったと思います。多くの市民に希望や感動を与えたと実感をしております。

そこで、次のことについて、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

まず1点ですが、各地域で既に忘れ去られたり、失われた伝統・文化・芸術の発掘を行っていく考えはないのでしょうか。

第2点目ですが、この文化・伝統・芸術の構築こそが、由布市の一体感や、融和・協働・発展を図ることの最も重要なものじゃないのか。そういうふうに私は思います。

孔子の言葉にありますように「古きを温ねて新しきを知る」と。有史以来営々と営んできた歴史にこそ、町を開いていく、市を開いていく重要なポイントがあるんじゃないかというふうに考えております。

市長のお考えをお聞かせ願えればと思います。

4点目でございますが、湯布院下湯平の「幸せの湯」について。

過疎と少子高齢化のため、地域の拠点として、合併前の湯布院町が当時、巨額の投資をして建

設したと聞いております。

この温泉施設と、周辺関連施設の建設の趣旨を改めて確認したいと思います。特に、温泉施設の目的、管理体制、運営状況、休館の理由と経緯及び今後この施設を再開するための問題点があれば、問題点についてお伺いしたいと思います。

再質問はこの席でさせていただきます。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 14番、江藤議員の御質問にお答えをいたします。

まず、由布市の消防・防災体制についての御質問。まず1点目の消防本部の機器や人員配置は適正かとの質問でございますが、由布市消防本部は、1本部1消防署2出張所体制、この体制につきましては適正と考えて、今後もこの体制は維持していきたいと思っております。

消防署への人員及び車両の配置につきましては、庄内・湯布院出張所に人員15名、車両は水槽付消防ポンプ自動車、救急自動車各1台、消防署には人員17名、車両は水槽付消防ポンプ自動車、消防ポンプ自動車及び高規格救急車、救助工作車を各1台配備しており、消防本部に人員9名、計56名の職員を配置しております。

特に、56名という人員につきましては、近年の火災、救急を始め、各種災害事案を見ましても、多種多様化しておりまして、専門知識と技術が要求される時代になっていることや、勤務体制等を考慮しますと、若干少ないと考えますけれども、行革を進めている時期でもございますので、当分の間は、現体制で頑張りたいと考えております。

2点目の火災・救急の発生状況でございますが、平成17年及び18年を対比して御報告を申し上げます。

まず、火災につきましては、平成17年には35件、18年11月末現在40件と、既に昨年より5件増加をしております。

救急件数につきましては、平成17年は1,616件、18年11月末日現在1,492件となっておりますが、17年、18年の11月末現在を比較しますと、17年が1,460件、18年が1,492件と同月で32件増加しておりまして、18年の火災・救急件数ともに昨年以上を上回る事が確実な状況であります。参考までに、救急件数は毎年5%増加の一途を辿っております。

3点目の救急活動への、救助工作車の出動状況と、救助工作車の成果についてお答えをいたします。

平成18年2月に導入いたしました救助工作車の出動状況と、その成果についてでございますが、出動状況につきましては、11件で5名を救出しております。

救助工作車の導入成果につきましては、5名を救出しておりますが、特に交通事故への出動に

においては、機械の大型化と性能のよさにより、救助時間の短縮が可能となりまして、被救助者の苦痛を和らげているというのが何よりの成果と思っています。

4点目の消防車両の残存耐用年数は定めていませんけれども、車両更新計画の中におきまして、昨年までは消防車は10年、救急車については8年または走行距離10万キロを目安に更新するとしておりましたが、今年からは消防車を15年、救急車を10年または走行距離10万キロに変更したところでございます。

なお、現段階で、更新年数を超えている車両は、湯布院に配備しております水槽付消防ポンプ自動車、消防署に配備しております消防ポンプ自動車の2台となっております。

5点目の消防車の大型化についてでございますが、多種多様化かつ複雑化する昨今の各種災害に対応するために、今後整備する車両につきましては、大型化を図る必要があると私は認識しております。しかしながら、由布市内における市道等の状況を見極めて、今後、検討を怠らなくてはならないと思っております。

次に、国体の準備態勢と進捗状況についてお答えをいたします。

まず第1点目の国体の受け入れ態勢につきましてでございますが、議員御案内のとおり、第63回国民体育大会「チャレンジ！おおいた国体」は、平成20年9月27日から10月7日までの期間、県下全域で開催されます。

由布市におきましては、挾間地域ではアーチェリー競技及びゴルフ少年男子の2競技、庄内地域ではライフル射撃競技が、湯布院地域では柔剣道競技及びラグビーフットボール少年男子の2競技が開催され、由布市におきましては合計5競技が実施されることになっております。

期間中、選手・監督、大会役員あわせて約2,000名、一般観覧者の来場を約2万人、現時点で見込んでいるところでございます。

次に受け入れ態勢でございますが、宿泊につきましては、県実行委員会が一括して、合同配宿をすることとなっております。当市におきましては、湯布院温泉及び湯平温泉を擁しております。現在の旅館・ホテルで対応可能であると現時点では考えております。

今後、県実行委員会におきまして、全都道府県に来会意向調査を順次実施してまいることとなっております。

次に、競技施設の整備についてでございますが、アーチェリー競技は、県有施設であります県消防学校グラウンド、ゴルフについては、民間施設であります大分サニーヒルゴルフ倶楽部、ライフル射撃は、県有施設であります県立屋内競技場及び市有施設の市立東庄内小学校体育館、柔剣道につきましては、市有施設の市立湯布院中学校体育館、ラグビーフットボールにつきましても、市有施設の市立湯布院スポーツセンター第2球技場となっております。

経費の負担につきましては、「第63回国民体育大会、県と会場地市町村の業務分担・経費負

担基本方針」によりまして、県有施設については県の負担で行い、市有施設については由布市が負担することになっております。

現在、ラグビーフットボール会場となります湯布院スポーツセンター第2球技場につきましては、18年度事業といたしまして、人工芝の2面のラグビー場を整備しているところでございます。

いずれの競技会場も近隣に練習会場が確保できますが、平成19年度において、若干の補修整備が必要かと考えているところでございます。

次に、市の態勢、財政面、スタッフ態勢についてでございますが、本年4月に総務部に国体準備室を設置し、職員4名、臨時職員1名の5名態勢で、現在準備を進めているところでございますが、来年のリハーサル大会からは、本国体に向けて順次態勢強化を図ってまいりたいと考えております。

当市におきましては、5競技が開催されることから、準備室はもちろんのこと、市役所全職員が一丸となって取り組む態勢とあわせて、市民の皆さん方が積極的な参加を得ることのできる態勢を整えて、成功させてまいりたいと考えているところでございます。

財政面におきましても、会場地として競技施設の整備や競技用具の整備等実施しなければなりません。大会運営の簡素・効率化を推進してまいりたいと考えております。簡素な中にも夢と感動があふれる大会を目指して、現下の厳しい状況を認識し、慎重に対応してまいりたいと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、全国から訪れる選手・監督・役員を始めとした大会関係者、一般観覧者を由布市らしい真心のこもった、暖かいおもてなしをすること、さらには重要な財源を使い開催するのでありますから、市民の皆さんに喜んでもらえる国体開催でなければならないと考えております。

そういう意味から、多くの市民の皆さんが「みる・する・ささえる」のいずれかの形で参加する国体にしてまいりたいと思います。

議員各位におかれましても、格段の御理解と御協力のほどをお願い申し上げます。

次に、伝統文化の発掘についてでございますが、先般「舞え・唄え・響け・由布の國」をテーマに、大分グランシアタで開催された由布市合併1周年記念事業では「湯布院の源流太鼓」「庄内神楽」そして「挟間の里唄」が文化芸能として披露され、大変好評だったことは、議員皆さんは御承知のとおりと思います。

また、このほかにもそれぞれの地域で古くからある伝統行事で催されている文化芸能、祭り等が受け継がれております。

しかし、この文化芸能も少子高齢化が進む中で、伝承、あるいは継承がままならず絶えていく

地域があるのも現実であります。

これらの地域で生まれてきた文化芸能をいかに伝承、継承していくか。今後の課題と言えます。

したがって、由布市といたしましては、今後、地域・学校・家庭が一体化した協働、あるいは協育、協育は協働の協、の育です。協育の充実を図り、地域ぐるみで文化芸能の伝承・継承を生涯学習課で推進してまいりたいと考えております。

次に、湯布院下湯平「幸せの湯」についてでございますが、下湯平地域（幸野、小平、畑、水地自治区）の交流人口の増加と、若者定住を促進し、地域の活性化を図ることを目的に、平成11年度「下湯平地域活性化拠点整備事業」の一環として、下湯平共同温泉館、通称「幸せの湯」と申しますが を建設し、維持管理及び運営を、地元下湯平共同温泉管理組合に委託をいたしました。

開館当初の施設利用者は、地区民はもとより隣接する川西地域や、庄内地域の住民、また大分方面からも利用者が多く、順調な運営・管理が行われておりましたが、平成16年に地殻変動等が起因と考えられる温泉管の破損と、水中ポンプの故障が発生をいたしまして、運営に必要な温泉の温度と、湧出量が確保できなくなりました。このため施設を改修、過熱することにより、温度を確保し運営を続けてまいりました。

こうした状況の中で、ことし5月に指定管理者制度導入説明会を実施をいたしましたところ、地元管理組合から、施設及び運営状況を知らされ、指定管理制度の導入協議に入る以前の委託管理上の問題として捉え、温泉の温度低下にかかるコスト増大により、経営悪化が予想されることから、市に対し加熱費増大に伴う運営経費補助、あわせて温泉代替掘削の要望が出され、運営費補助がなければ、管理運営は市に返上したいとの組合側の回答が示されました。

市といたしましては、運営費補助の協議とあわせ、温度低下の原因調査を再度実施をいたしましたところ、温泉管破損によるものと考えられまして、現状のままでは温度上昇と湧出量の増加は望めなく、今後も過熱コストが増大することが考えられることから、泉源の代替掘削についても検討をしてまいりました。

また、管理組合と協議を重ねる中で、多額の温泉加熱費が経営圧迫の原因とは考えられるものの、その他、清掃管理費等の見直しを含めた経費削減方法の検討や、利用者拡大等の経営方法について、委託管理者としての自助努力、施設設置の目的再確認等、今後の管理運営の是非も含めまして、地元組合員一致しての協議、議論を依頼しまして、引き続き管理運営をお願いしてきたところでございますが、調整がつかずにやむを得ず、11月1日から一時休館扱いとの判断をいたしました。

現在、施設は市の直営管理という形になっておりますが、地元下湯平温泉組合に御協力をいただきまして、温泉棟、温泉管理を無償で行っていただいております。

今後、地元管理組合が臨時総会等を開催し、最終的な管理運営に関する結論を出すことになっております。

市といたしましては、下湯平地域の活性化、定住活性化策として旧湯布院町時代から引き続いての地域の共同温泉場として、また地域コミュニティの施設としての機能を今後も継承してまいりたいと考えています。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 江藤明彦君。

議員（14番 江藤 明彦君） 非常に、火災、救急の件数がふえているわけなんです、この地区ごとの発生状況というのがわかれば、消防長。

議長（後藤 憲次君） 消防長。

消防長（二宮 幸人君） 消防長、二宮でございます。ただいまの件につきましては、資料がございませんので、後日、後ほど提出をしたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 江藤明彦君。

議員（14番 江藤 明彦君） それでは資料は後日いただきたいんですが、多分湯布院が一番多いと思います。そこでこの工作車の件について質問してみたいんですが、由布市は別府市の境界、あるいは隣の竹田、大分市の境界、九重町の境界というふうにそれぞれ担当部署が変わってくるんだと思いますが、仮に、工作車が湯布院町の塚原で正面衝突があって、双方の車に5人中に閉じ込められたという場合に、地元の消防車はもちろん、地元の救急車も行くと思います。

当然、工作車も登ってくるわけなんだろうが、今までにそういう事例があったのかどうか。あったとすれば所要時間と効果、またどういうふうな作業を行って救出をしていったのか。そこ辺を確認したいと思います。

議長（後藤 憲次君） 消防長。

消防長（二宮 幸人君） 消防長、二宮でございます。ただいま救助工作車についてでございますけど、救助工作車につきましては、救助工作車が導入されて本日まで、11件の出動があります。

今、救助方につきましては救助工作車を導入する場合に、1回の答弁いたしましたように、一番交通事故、いわゆる高速道路もインターチェンジも湯布院が構えております。また交通事故関係も湯布院管内が多いということで、救助工作車の配備する場所、これにつきましては、そういう事案の大きいところに配備するのが当然と思いましたがけれども、湯布院出張所もしくは庄内出張所につきましても、そういう駐車というか、いわゆる置く場所が確保できないということでございまして、当面、前回庄内の議員さんからも御質問ありましたが、とりあえず挟間の本署の方に置こうということで理解をいただいたところでございますけども、いわゆる庄内、湯布院

の塚原という事案でございますけども、塚原でもし交通事故4名閉じ込められたという事故がありましたら、湯布院のポンプ自動車、いわゆる水槽付のポンプ自動車にも救助工作車いわゆる救助するための最小必要限の救助器具を積載しております。

それはいわゆる今、救助工作車に積載してある大型の救助器具スプレッターとカッターと申しますが、それもそれを装備しております。

第一出動につきましては、湯布院出張所の救助隊、いわゆる消防隊が対応すると。同時に、湯布院でそういう大きな事故があれば、本署の方も同時に出動するという体制をとっております。

ただいまその成果につきましては、先ほど市長が申しましたように、やはり大型化された救助器具ということで、非常に交通事故関係につきましては、何分という非常に早い救出ができる体制ができたということで、被救助者の痛みを和らげることができた。これが一番の成果であろうというふうに考えております。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 江藤明彦君。

議員（14番 江藤 明彦君） もうちょっと生々しい現場を知りたかったわけなんです、5人例えば車内に閉じ込められた場合、湯布院の救急車は 重症患者を、5人とも重症患者とした場合です。湯布院の救急車は1人しか重傷人を積まれぬ。そうすると後の4人はどうなるんですか。

議長（後藤 憲次君） 消防長。

消防長（二宮 幸人君） 消防長です。5名重傷者もしくは重篤者が発生した場合には、いわゆる各地の時点で、各地と言いますか、119番を受け付けた時点で負傷者が何名おると、それからどういう状況というのをつぶさに聞き取りを行います。それで5名重傷と、重体という場合には、挟間・庄内の救急車を同時に出動させます。それからまだ救急車が足りないということになれば、隣接の別府市消防本部等に応援要請をするようになっておりますので、その方面の要請も同時に行います。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 江藤明彦君。

議員（14番 江藤 明彦君） それでは、そういう連携は近隣の市町村ととれているということですね。

多分挟間から工作車が湯布院の高速の、湯布院の塚原まで来るのに40分はかかると思います。もしその40分という時間が、本当に救助工作車を有効に、効果ある救出をするためにも、私は後ほど言いますが、もうちょっと効率の上がる場所が適当ではないかというふうに思うわけなんです。

この事業の成果表も私、見らしてもらいましたけど、現場は非常に私は生々しいというふうに思っております。特に、死傷者あたりがあれば、当然守秘義務もありましょうし、非常に大変な御苦労してるというふうに感じます。思っております。

ただ効果を、いかに早く効果を出す、効率よく救助するという点では、私は中央にあるべきじゃないかなというふうに思っております。

消防長、この耐用年数です、消防ポンプ車のです。これ、市長から答弁があったんですが、これ法定耐用年数というもの行政にはないんですか。そこ辺ちょっと。

議長（後藤 憲次君） 消防長。

消防長（二宮 幸人君） 消防長です。消防車、そして救急車、これの一応耐用年数というのは、一般の車両には耐用年数というのは、普通乗用車であれば5年とかそういう耐用年数というのが決まっておるんですけども、この消防車両、救急車両につきましての耐用年数というのは、各消防本部にも問い合わせて聞きましたけども、耐用年数というのは定めていないと。いわゆる更新年月が耐用年数だというふうなのを大分市の方では定めておるということを聞いております。

議長（後藤 憲次君） 江藤明彦君。

議員（14番 江藤 明彦君） それ、耐用年数で機械のいわば心臓部は、この耐用年数で私は決まってくるというふうに思います。

人間でもそうなんですけど、やはり使用していく中で、修理修繕を重ねながらやれば、耐用年数は幾らか延ぶと思います。

ちなみに、湯布院の消防車は何年、購入してから何年になるんですか。

議長（後藤 憲次君） 消防長。

消防長（二宮 幸人君） 消防長です。湯布院のタンク車はことして18年目を迎えております。

議長（後藤 憲次君） 江藤明彦君。

議員（14番 江藤 明彦君） 耐用年数は、財務省の耐用年数表あるいは償却率の表があるんですが、恐らく消防車、救急車は、耐用年数5年になっているんじゃないかと思います。

18年ということになりますと、これ、火災が発生したと。出勤して、坂でエンジンが停止をしたとか、消防車から水が出なくなったという場合には、これ、済みません、水が出ませんというんですかね。どうするんですか。そこ辺はよくわかりませんが。

議長（後藤 憲次君） 消防長。

消防長（二宮 幸人君） 消防長です。消防署ができて32年を迎えておりますけども、水が出なかった、現場に行きつかなかったという事例は今までございません。ただし、湯布院の消防車、ポンプ車はもう18年経年しておりますけど、力が少し落ちたかなという程度はあります。（笑声）

議長（後藤 憲次君） 江藤明彦君。

議員（14番 江藤 明彦君） これ、あれですね。プロが使うこの消防車が水が出ないとか、もしそういうことが起こった場合、これ私は大変な問題が出ると思うんですけどどうですか。

お金がないということもわかるんですけど、やはり古いものからやっぱり更新して、市長が安全・安心を言ってる以上は、やっぱり市民も非常に不安を持ってるんです。

当然、もう古いものからやっぱり更新して行って、やっぱり市民に安心・安全を与えていくということが私は大事じゃないかというふうに考えますが。

議長（後藤 憲次君） 消防長。

消防長（二宮 幸人君） 消防長です。湯布院の水槽付ポンプ自動車、18年の経年しておりますけども、一応、19年度予算に買いかえの一応、消防本部として予算要求をしようと今、考えておるところでございます。（笑声）

議長（後藤 憲次君） 江藤明彦君。

議員（14番 江藤 明彦君） 消防署の職員を56人から65人にふやすと言いますが、これ前倒して9人採用して、団塊の世代が8人退職をしますわね。

教育期間が半年要るということですから、当然、半年の間に人数は65人にふえて、その間に新採用をした職員の教育を、団塊世代の先輩たちがやっていくということだと思いますけど、実際人数は57人ですか、57人ですね、一人新採用しますから。

これで消防長、現状のこの56人、57人体制で、消防署、機能するんですか。

議長（後藤 憲次君） 消防長。

消防長（二宮 幸人君） 消防長です。先ほどの質問、ちょっと訂正をしたいんですけども、19年度予算に計上しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。（笑声）（発言する者あり）検討するということではよろしくお願ひいたします。

それから今ただいまの質問で、団塊世代が大量に退職した場合ですけど、一応、今議会に条例改正案を145号で提案しておりますけども、今まで採用、退職しても、退職した人数の採用ということで、今まで32年間来ております。

そういうことでは、非常に職員の方も心配しております。いわゆる2名辞めれば、2名だけ欠員になるということで、今回から一応新市ということで、市長の方にお願ひをして前倒し採用、いわゆる前年度採用してもらえないかということで、今議会に一応条例訂正をさせていただきました。

いわゆるその消防学校に入っておる6カ月間の教育、これでは、まして十分の教育とは言えませんので、一応そういう職員が学校を卒業しまして、いわゆる一般部隊と言いますか、一般諸所に配置されたならばその先輩職員が、そんないろいろな訓練、知識、技術を身につけるような訓

練等は行っております。

ですから一応この人員で、これで大丈夫かと、ああ大丈夫ですということはなかなか言えませんが、いわゆる我々としてお願いしているのは、やはり今、こういう財政状況で非常に厳しいということでございますので、財政が好転する兆しが出たならば、第一に私は支所の方に一人でも多く、職員の採用をお願いしたいというふうに考えております。

議長（後藤 憲次君） 江藤明彦君。

議員（14番 江藤 明彦君） 私ももう消防長の気持ちは十分わかるんです。

しかし、これ、充足率が例えば、それぞれの機械に配置される人員を計算してみますと、100人から120人ぐらいの人員が要るわけなんです。

そういう中で56人と言いますと、充足率はほとんど50%ということでしょう。充足率50%というような消防署があるんですか。どうも不思議でたまらんですが。大分市はちなみに何パーセントぐらいになっとるんですか、充足率は。

議長（後藤 憲次君） 消防長。

消防長（二宮 幸人君） 消防長です。大分市消防局の場合は、充足率85%ということで四百五、六十名おると思います。

議長（後藤 憲次君） 江藤明彦君。

議員（14番 江藤 明彦君） どうしても足りないようでございます。これでは市民の安全・安心は信頼できないというふうに思います。

まず我々もそうなんですけど、実際、何かあったと。親が倒れたと。子どもが急にひきつけを起こしたという場合には、一番先、消防署に電話するんです。何があっても役場じゃないんですよ。消防署に電話するんです。

こういうことから考えてみても、いかにやっぱり消防署が市民から頼られているかということでもあるわけなんで、やっぱり現在の充足率この50%、これはやっぱりどうにかしないと。みんなでもう由布市の、消防署も由布市の署員も、職員になったんで、みんなで知恵を出して、何らかの方策を考えないと、私はいけないんじゃないかというふうに思います。

市長にお伺いしますが、消防署の新採用が無理やと、充足率を満たすための人員増は今の財政では無理やということになれば、人事交流、役場の職員との人事交流あたりを考えてみてはどうかというのが私の一つの提案です。

もう一つは先ほど言いました工作車の位置。これはもう効率が上がるように、やはりすべきであると言うことが一つ。

それから耐用年数の古いものから順番にやはり、18年も19年も、もうはるかに10年の耐用年数を超してる車をまだ修理しながら、しかもプロが使う消防車をこういうことでは、やはり

信頼は得られないと思いますので、そこ辺、市長。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 消防署の職員が多いに越したことはないし、今の充足率がよいとは一つも考えておりません。やっぱり将来的にはふやしていかなければならないと思います。

ただ今回、給料表を一般職に変えるということは職員との、今、江藤議員言われるように、職員との交流等々も十分考慮しているところであります。

それから消防署、どの出張所も老朽化しておりまして、将来的には広域消防という部分もございませぬけれども、由布市でどこにあるのが一番いいのかとかいうこともこれから検討して、市民が一番利便性のよいそういう方向で考えていかなばならないと思っております。

議長（後藤 憲次君） 江藤明彦君。

議員（14番 江藤 明彦君） ぜひ市民の安全・安心のためにも、皆さんで英知を出し合ってよい方向で前向きに進めていっていただきたいというふうに思います。

時間の関係もありますが、どうぞ消防車の大型化についても近年大型化にしようという話もあるようですが、やはり地域の実情、あるいは財政、市の身の丈にあった消防車を導入するという考えのもとで、今後、消防建設委員会ですか、消防署の統合問題等もあるようですが、その中で十分協議をしていっていただきたいというふうに思います。

最後に、先般、庄内町で大規模訓練が実施されました。市長は、この意義について、十分わかりだというふうに思ってます。今後、自衛隊、警察、自治消防等々との連携が重要になってくるんですが、市長の安全・安心に対する考え方の中で、どのような今後、連携強化を図っていきたいというふうに考えていらっしゃいますか。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 湯布院で行い、挾間で行い、庄内で行ったということで、ことしの訓練が今までのうちで、すべての連携がうまくいったというふうに考えております。

これは平地での訓練でありまして、実際に大地震だとかそういう状況のときには、各地域が孤立してしまうというような状況で、医療機関もそこに行けないというような状況、特にやっぱりそういう状況になったときに、防災ヘリとかそういう部分の連携とか、自衛隊との強力な連携とか、そういう部分については、今後も一層考えていかなばならないと考えております。

議長（後藤 憲次君） 江藤明彦君。

議員（14番 江藤 明彦君） ありがとうございます。ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、消防関係はまだ言ひたいこともあるんですが、時間がありませんので、国体の準備態勢の進捗状況について、一つだけお伺ひします。

会場までのアクセスにつきまして、どういうふうに考えているのか。特に湯布院の武道館で行われます柔剣道につきましては、非常にアクセスがよくないということになっております。よろしくをお願いします。

議長（後藤 憲次君） 国体準備室長。

国体準備室長（工藤 浩二君） 国体準備室の工藤でございます。ただいまの御質問にお答えいたします。

湯布院町のおきましては、今、申されたように、柔剣道競技が湯布院中学校体育館で行われます。交通につきましては、配宿をいたしますホテルから会場まで、計画輸送ということで、バスをチャーターする中で、あの道は狭いですから、一方通行にして、まわそうというふうに、今、計画をいたしております。

そのほか、近隣は自家用車で来ること考えられますから、そういった対応も検討していきたいと今、考えております。

それと道路が狭いですから側溝の整備とかそういうことも19年度に計画をしてるところでございます。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 江藤明彦君。

議員（14番 江藤 明彦君） ぜひ期間も少ないようでございますので、市民に納得のいく公表の形で、ぜひ情報伝達機能を果たしていただきたいというふうに思います。

続きまして、地域文化の構築についてですが、私はこれ生涯学習の原点であるというふうに思います。特に、各町村で、昔の町で、町史が編纂されております。しかしその町史に基づいたやはり文化・伝統・芸術の失われたものを発掘していくというふうな姿勢がほしいというふうに思います。

生涯学習課長、ひとつよろしくをお願いします。

議長（後藤 憲次君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（甲斐 裕一君） 議員にお答えいたします。今、先ほど申しましたように旧町、3町時代には82の文化財が町史に載っております。その町史につきましては、載ってる文化財につきましては、今現在、指定選定中でございます。

そしてこれが指定されれば、しっかり今あります陣屋の村歴史民俗資料館で、しっかり拠点として補修保護保存に当たりたいと思っております。よろしくをお願いします。

議長（後藤 憲次君） 江藤明彦君。

議員（14番 江藤 明彦君） まだまだ当時の編集に当たってこられた方々が健在の方もおりますんで、今のうちにお話を聞くなり、そういうことをして、ぜひやっぱりこの文化の発掘、こ

れがやっぱり融和・協働・発展の礎になると私は思ってますので、ぜひ元気を出して、各地区を回っていただきたいと私はそう思います。よろしくをお願いします。

第4点目の下湯平の件ですが、特にこの件につきましては、私は基本的にはもう結論としてなれば、何とか知恵を出して、合併の補助事業等もあることですし、これは振興局が担当するんでしょうけど、やっぱり市の所有物でありますから、やっぱり市がきちっとやっぱり責任を持って、そして地域にするのか、管理委託に出すのか、やはりそこのところをぴしゃっと明確に線を出して早く再開をしてほしいと思うわけです。

特に、振興局についてはそこ辺の事業内容等、合併補助金等の中身等を検討したのかどうかちょっと振興局長。

議長（後藤 憲次君） 湯布院振興局長。

湯布院振興局長（佐藤 純一君） 江藤議員の御質問にお答えします。内容等は検討してございます。ただ、市長申しましたように、機能は今後とも継承していきたいということになっておりますので、今後、管理組合の皆さんと結論を出すようになっておりますので、管理組合の方向が出れば前向きな話で協議をしていきたいというふうに思ってます。

議長（後藤 憲次君） 江藤明彦君。

議員（14番 江藤 明彦君） ありがとうございます。ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

これで通告をしておりました一般質問を終わりたいと思います。どうも御協力ありがとうございました。

議長（後藤 憲次君） 14番、江藤明彦君の一般質問を終わります。

以上で、本日の一般質問はすべて終了しました。

・

議長（後藤 憲次君） 本日はこれにて散会したいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 異議なしと認めます。本日はこれにて散会します。

なお、明日12月12日午前10時から、本日に引き続き一般質問を行います。よろしくお願いいたします。御苦労さまでした。

午後4時21分散会